

ヨコハマの土地売ります！

郵送入札

一般競争入札売払 募集要領

市有地公募売却事業の特徴

- ・ 個人、法人を問わず参加できます。
- ・ 代替地用地等、市が保有している物件です。
- ・ 滞納処分として市が差し押さえた物件ではありません。
- ・ 仲介手数料等が不要です。

令和 7 年度第 2 回

横 浜 市

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

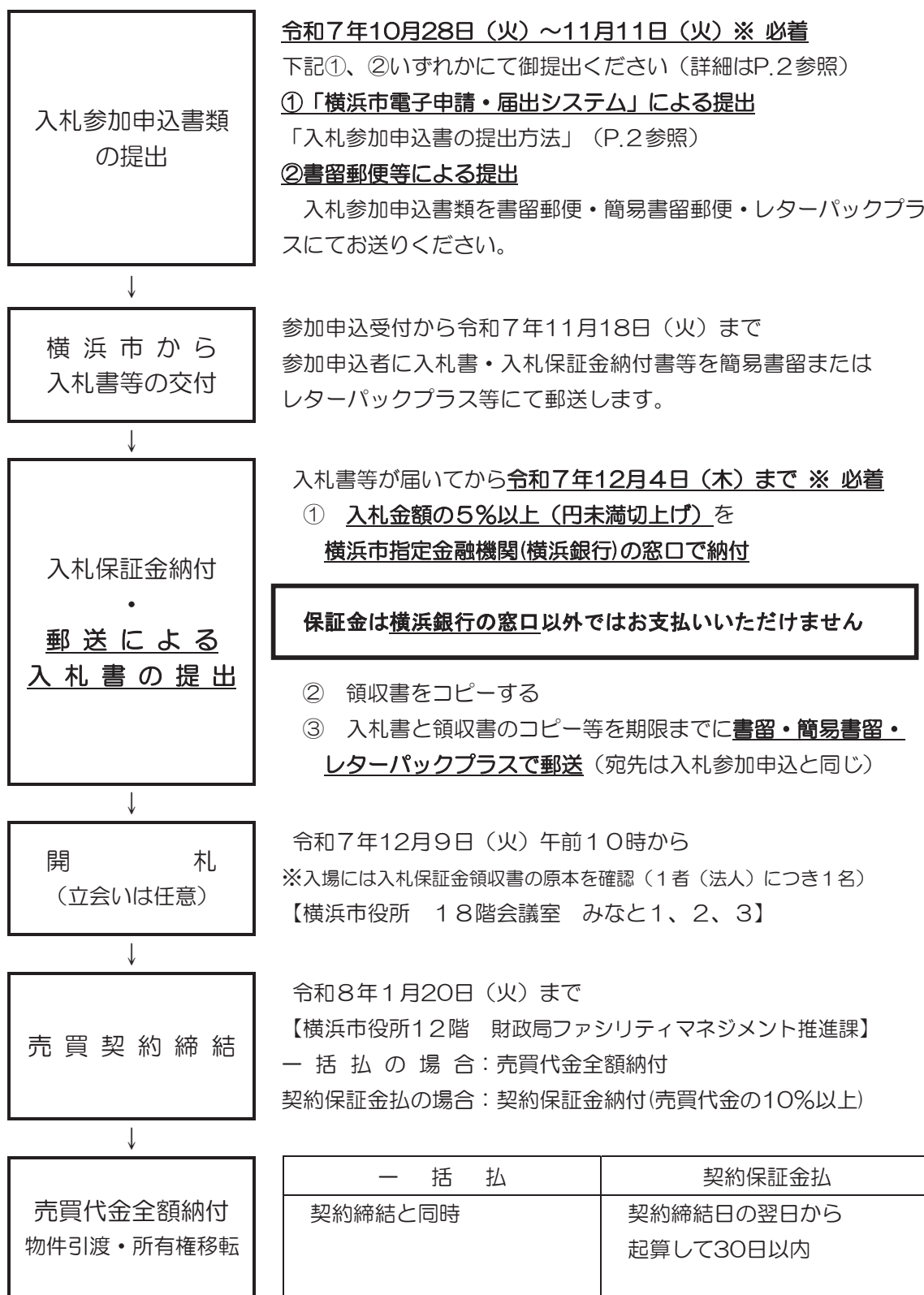
入 札 物 件 一 覧 表

物件 番号	所 在 地	登記 地目	地積(㎡)	最低売却価格 (万円)	売 払 人
2861	鶴見区浜町 2 丁目 9 番 17	宅地	43.15	1,038	財 政 局
2862	鶴見区浜町 2 丁目 9 番 19	宅地	34.63	727	財 政 局
2863	南区八幡町 11 番 2 外	宅地 山林	1,630.26 (1,628.89)	11,999	財 政 局
2864	保土ヶ谷区法泉三丁目 315 番 12	宅地	169.39	1,528	財 政 局
2865	港北区高田東四丁目 824 番 8	宅地	38.90	1,145	財 政 局
2866	栄区笠間二丁目 873 番 4	宅地	302.39	6,635	財 政 局
2867	栄区笠間二丁目 875 番 10	宅地	189.95	4,787	財 政 局
2868	栄区笠間二丁目 875 番 11	宅地	187.89	4,611	財 政 局
2869	栄区笠間二丁目 875 番 14	宅地	183.22	5,345	財 政 局
2870	泉区ゆめが丘 64 番 2	宅地	708.53	13,002	財 政 局
2871	港北区新羽町字北上耕地 2375 番 4	水道用地	450.88 (450.00)	4,431	水 道 局
2872	売却中止となりました				
2873	売却中止となりました				

- (注) 1 「地積」欄は登記記録上の面積です。ただし、物件番号 2863、2871 は法務局備え付けの地積測量図面積で、それぞれの物件の () 内の数字は登記記録上の面積です。
- 2 物件番号 2871 は、売払人が水道局で、存置物撤去条件付きでの売却です。契約のお手続きは水道局と行っていただきます。
- 3 物件により予告なく売却を中止する場合があります。
最新の情報は、ホームページを御確認ください。
(二次元コード、もしくは【横浜市 市有地売却】で検索)



入札による売払いの流れ（概要）



目 次

1	入札物件	1
2	入札参加者の資格	1
3	契約上の義務	1
4	入札物件の事前確認	2
5	入札の参加申込	2
6	入札保証金納付・入札方法	4
7	入札の無効	4
8	開札の日時及び場所	5
9	落札者の決定方法等	5
10	結果の公表	5
11	契約の締結等	5
12	売買代金の支払方法	5
13	所有権の移転等	6
14	先着順の売払（不落等物件）	6
15	暴力団等の排除	6
16	契約に必要な費用	7
17	担当窓口	7
18	市有地公募売却のホームページ	7
	入札参加申込書の押印について、記入例	8
	一般競争入札参加申込書	11
	封筒の宛名記載例	13
	入札手続きチェックリスト	16
	誓約書、役員名簿	19
	入札要領	23
	売払物件について	26
	物件調書	32
	水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報	62
	市有財産売買契約書（標準契約書）〔一括払〕	66
	市有財産売買契約書（標準契約書）〔契約保証金払〕	71
	市有財産売買契約書（港北区新羽町）〔一括払〕	77
	市有財産売買契約書（港北区新羽町）〔契約保証金払〕	84

重 要

提出書類や方法、宛先等についてこの要領をよく読み御確認ください。

1 入札物件

入札物件は、「入札物件一覧表」のとおりです。

なお、都合により一部物件の入札を中止する場合があります。

2 入札参加者の資格

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者、横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は同条例第7条の規定に該当する者、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等は、入札に参加できません。（P.6「暴力団等の排除」参照）

3 契約上の義務

- (1) 売買契約に当たっては、原則として次の条件を付します。契約内容については、本募集要領に掲載の「市有財産売買契約書」（標準契約書）を御参照ください。

「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない」及び
 「落札者は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない」

- (2) 次の売払物件については「特記事項」として、売買契約書に次の条項を追加します。

物件番号	追 加 条 項
2863番 2864番 2866番 2867番 2869番	乙は、甲が隣接地権者を取り交わしている「覚書」又は「現況工作物（等）」に関する確認書」に関し、甲の地位を承継するものとする。
売買契約書へ追加する箇所	標準契約書〔一括払〕第19条の次、〔契約保証金払〕第21条の次

- (3) 次の売払物件については、売払人が横浜市水道局となります。契約は専用の契約書（P.77～P.91）により水道局資産活用課と行っていただきます。本物件には要撤去存置物に関する規定がありますので、入札前に必ずその内容を確認してください。

物件番号	特 記 事 項
2871番	- 要撤去存置物に関する規定あり（詳細は市有地公募売却のホームページの当該物件情報を御確認ください。）。 - 買戻特約に関する規定あり。

- (4) 落札者が契約書の条件に違反したときは、売払代金の30%（円未満切捨て）に相当する金額を違約金として、横浜市へ支払わなければなりません。
- (5) 落札者が契約に定める義務を履行しないときは、横浜市は締結した市有財産売買契約を解除することができます。

4 入札物件の事前確認

本募集要領の物件調書をお読みの上、入札参加申込時までに現地及び物件状況を御確認ください。
フェンスが施錠されている物件（物件番号2863、2866、2867、2868、2869）の敷地内を確認したい場合は、入札参加申込期限まで担当窓口（P. 7 参照）にて鍵を貸し出します。

物件番号2871の敷地内を確認したい場合は、入札参加申込期限まで水道局資産活用課（045-671-3658）にて鍵を貸し出します。

入札参加及び買受にあたっては、現地及び物件状況を全て承知されたものとし、売買契約の際、現地及び物件調書記載事項について確認書を提出していただきます。

5 入札の参加申込

(1) 受付期間

令和7年10月28日（火）から令和7年11月11日（火）まで（必着）

(2) 入札参加申込書の提出方法

今回の入札から「横浜市電子申請・届出システム」による入札参加申込書の提出が可能となります。ぜひご利用ください（入札書の提出は従来どおり郵送により行います）。

①「横浜市電子申請・届出システム」による提出

提出書類（P.3（3）参照）をスキャナー等により PDF ファイルに変換し、「横浜市電子申請・届出システム」で提出してください。

「横浜市電子申請・届出システム」での申込については下記の市有地公募売却ホームページに記載してありますのでご利用ください。

【市有地公募売却のホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/>

- ・「横浜市電子申請・届出システム」の利用には利用者登録が必要となります。
- ・複数の物件に入札参加申込をされる場合は、1 件ずつ申請いただきます。
- ・「入札参加申込書」に押印いただく場合は、押印した書類をスキャナー等により PDF ファイルに変換してください。押印を省略することもできます。

②書留郵便等による提出

※ 受付期限までに到着しない申込みは無効となります。余裕を持ってお送りください。

（郵送先）

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所内郵便局留

（受取人）

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当

←封筒の宛先面には
枠内全て（受取人まで）
記載してください。

※ 書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。

※ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。

(3) 提出書類（電子申請・届出システム利用の場合はワード又は PDF ファイルのアップロード）

- ア 一般競争入札参加申込書（本募集要領 P.11 参照）
イ 添付書類（発行後3か月以内の原本のコピー）
 個人の場合 「住民票」（※1）（1通）、「身分証明書」（※2）（1通）
 「登記されていないことの証明書」（※3）（1通）
 法人の場合 資格証明書（※4）（1通）、担当者の名刺（1枚）

令和7年度から、入札に必要な書類（一般競争入札参加申込書・入札書等）の一部が改正されています。入札に参加される際は、必ず最新の様式をご利用ください。

（※1）「住民票」：個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

（※2）「身分証明書」：本籍地の市区町村が発行する、破産者名簿に記載がないこと、後見登記の通知を受けていないことなどを証明する書類（※運転免許証等ではありません。）

（※3）「登記されていないことの証明書」：各地方法務局（本局）が発行する、成年後見の登記をされていないことを証明する書類。【成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない】ことの証明を取得してください。

（※4）資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）

（注）1 申込者は、落札者となった場合に契約の名義人となります。

2 一般競争入札参加申込書に記入する際は、本募集要領 P.9記載の記入例を参照し、注意事項をよく御確認ください。不備等がある場合の申込書は不受理となります。

3 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

4 代理人により入札参加申込等を行う場合は、委任状をご提出ください。委任状の様式及び添付資料については担当窓口（P.7 参照）へお問合せください。

5 その他、横浜市が必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

6 複数の物件の入札を希望される場合は、個々の物件ごとに、一般競争入札参加申込書等を御提出ください。なお、添付書類は原本に代えて原本のコピーの提出も可能です。

7 書類への押印は全て同一の朱肉を使う印鑑を使用してください。（スタンプタイプのものは不可。）なお、落札となった場合には売買契約に関する書類（契約書等）についても同一の印鑑を使用していただきますので、法人の場合は、「代表者の肩書」の入った印鑑でお願いします。

※「横浜市電子申請・届出システム」により入札参加申込をされる場合は、押印した「入札参加申込書」をスキャナー等により PDF ファイルに変換してください。押印を省略することもできます。

8 御提出いただいた書類は、理由にかかわらず返却できません。

9 申込書類に不備がある場合は、入札に参加できません。

(4) 参加申込後

申込受付後、横浜市から次の書類を簡易書留またはレターパック等にて郵送します。

- （ア）一般競争入札参加申込書（写し）
（イ）入札保証金の納付書（振込用紙）
（ウ）入札保証金返還請求書
（エ）入札書

※ 申込書類確認後に郵送します。11月18日（火）までに書類が届かない場合は担当窓口（P.7 参照）へ御連絡ください。

6 入札保証金納付・入札方法

※入札保証金は「横浜銀行」の窓口で納付していただきます。

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札保証金は、入札物件ごとに、入札金額の5%以上（円未満切上げ）に相当する金額とし、横浜市が交付した納付書により横浜市指定金融機関「横浜銀行」の窓口で納付していただきます。入札保証金が未納付・金額不足の入札は無効とします。（P.4「入札の無効」参照）

イ 入札保証金の領収書をコピーして入札書と共に郵送していただきます。

ウ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。なお、還付には入札終了後2か月程度かかります。あらかじめ御了承ください。

エ 入札保証金には利息を付しません。

(2) 入札方法（郵送による入札）

入札をする場合は、入札期限までに入札参加申込と同じ宛先に以下の書類を御郵送ください。

入札期限：令和7年12月4日（木）まで（郵送必着）

※ 書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。

ア 入札書

イ （横浜市から交付した）一般競争入札参加申込書（写し）

ウ （納付済み）入札保証金の領収書のコピー ※原本は送らないでください。

エ 入札保証金返還請求書

令和7年度から、入札に必要な書類（一般競争入札参加申込書・入札書等）の一部が改正されています。入札に参加される際は、必ず最新の様式をご利用ください。

※ 入札後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

※ 入札参加申込後に横浜市から郵送にて交付した書類を用いてください。

※ 持参も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。書類の添付漏れ等に十分御注意ください。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が行った入札
- (2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 入札保証金の納付がないか、入札保証金が入札金額の5%に満たない入札
- (4) 入札保証金の振込領収証書の提示のない入札
- (5) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (6) 同一の物件に2通以上の入札をしたもの
- (7) 入札書に押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合
- (8) その他入札要領において無効とするもの

8 開札の日時及び場所

日 時	令和7年12月9日（火）午前10時から
場 所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所 18階会議室 みなと1、2、3
入 場	午前9時50分から午前11時30分まで（途中入退場可能）
※	結果掲示は午前11時15分頃（予定。開札状況による）から午前11時30分まで
※	結果の確認だけの来場も可能です。

※ 開札の立会い（会場への来場）は任意ですが、来場される場合は入札参加申込書の指定箇所にチェックをしてください。

※ 入場には、入札保証金領収書の原本を確認させていただきます。また、会場の都合上、1者につき1名とします。（法人の場合は入札件数にかかわらず1法人につき1名）

9 落札者の決定方法等

- (1) 開札の結果、横浜市の最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札となるべき最高額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者があるとき（当該入札者がいないときを含む）は、入札に関係のない横浜市職員がくじを引くものとします。
- (3) 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - ア 法人が行った入札：商号及び入札金額
 - イ 個人が行った入札：「個人」であること（氏名の公表はしません。）及び入札金額
- (4) 再度入札は実施しません。

10 結果の公表

入札結果は、ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。（P.7「市有地公募売却のホームページ」参照）

※ 掲載項目：全入札者名、入札額。ただし、個人の場合は入札者名を「個人」と表記します。

※ 開札作業終了後、開札会場にも入札結果を掲示します。

11 契約の締結等

(1) 落札者への書類送付

落札者に対しては、12月16日（火）までに契約説明書類を発送します。また、落札後、速やかに誓約書と役員名簿（法人のみ）を御提出いただきます。（本募集要領 P.19～22 参照）

(2) 契約の締結期限及び契約場所

売買契約の締結は、令和8年1月20日（火）までに担当窓口（P.7参照）にて行います。

期限までに契約を締結されない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。また、横浜市が通知する日から2年間、市有地公募売却の一般競争入札売払への入札参加資格を停止します。

(3) 売買契約書

別添「市有財産売買契約書」（本募集要領 P.66 以降）を御参照ください。

12 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の(1)又は(2)の2通りがあります。

(1) 一括払

売買契約締結と同日かつ契約締結前までに全額納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を売買代金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

(2) 契約保証金払

売買契約締結前までに、契約保証金として売買代金の10%以上（円未満切上げ）を納付していただきます。その後、売買代金と契約保証金との差額を、横浜市が発行する納入通知書により、売買契約締結日の翌日から起算して30日以内に納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、充当する場合には契約保証金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

なお、期限までに売買代金（残金）の納付が行われなかった場合は、契約保証金は横浜市に帰属することになります。また、横浜市が通知する日から2年間、市有地公募売却の一般競争入札への参加資格を停止します。

（注） 売買代金の分割納入はできません。

1.3 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額が納付されたときに所有権を移転し、物件を引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、横浜市が行います。
- (3) 売買契約書（横浜市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

1.4 先着順の売払（不落等物件）

入札者・落札者のない物件又は落札者が契約しなかった物件は、次のとおり先着順の売払を行う予定です（物件により予告なく売却を中止する場合があります。）。

詳細については、開札後に市有地公募売却のホームページを御覧いただくか、直接、担当窓口（P.7参照）にお問い合わせください。

(1) 買受申請受付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年2月13日（金）まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付場所

財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当（横浜市役所12階）

(3) 申請必要書類

ア 買受申請書

イ 添付書類

（ア）（個人）「住民票」：個人番号（マイナンバー）の記載のないもの（1通）

「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」（各1通）

（法人）資格証明書（1通）

※ 発行後3か月以内の原本のコピー。共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

（添付書類についてはP.3参照）

（イ）誓約書

（ウ）役員名簿（法人のみ）

（エ）委任状（代理人により申請手続等を行う場合のみ）

※ 買受申請書（不落物件等）、誓約書及び役員名簿は、市有地公募売却のホームページから入手するか、**担当窓口**（P.7参照）にお問い合わせください。

(4) 買受人の決定方法

ア 横浜市の定めた最低売却価格以上（落札者が契約しなかった物件についてはその落札価格以上）の買受金額を提示した申請者と、先着順で売買契約を締結します。

イ それぞれの日の受付開始時点（午前9時）において、アの条件を満たす申請者が複数ある場合は、最高の買受金額を提示した申請者と売買契約を締結します。なお、同額である場合は当該申請者等にくじを引いていただき、決定します。

1.5 暴力団等の排除

- (1) 「横浜市暴力団排除条例」第2条又は第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、「神奈川県暴力団排除条例」第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、

主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体（以下、暴力団等）は、入札への参加はできません。

- (2) 暴力団等でないことを確認するため、落札者から個人情報を含む誓約書及び役員名簿（法人の場合）を提出していただきます。
- (3) 誓約書及び役員名簿に基づき、暴力団等でないことを確認するため、神奈川県警察本部長及び公安調査庁に照会します。その際、収集した個人情報を神奈川県警察及び公安調査庁に提供します。
- (4) 照会の結果、(1)に該当すると回答のあった落札者とは契約を行いません。また、既に契約済みの場合は、契約を解除します。

16 契約に必要な費用（参考）

(1) 売買代金・・・入札（落札）の金額

(2) 印紙税額（収入印紙）

売払代金（契約金額）	税額（収入印紙）
100万円を超え500万円以下	1千円
500万円を超え1千万円以下	5千円
1千万円を超え5千万円以下	1万円
5千万円を超え1億円以下	3万円
1億円を超え5億円以下	6万円

(3) 登録免許税（参考値）

（入札物件の近傍類似地の固定資産税評価額（1㎡当たりの単価））×

（入札物件の地積）×税率＝税額（百円未満切捨）

仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。

17 担当窓口

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当（横浜市役所12階）

電話 045-671-2264

E-mail : za-uriti@city.yokohama.lg.jp

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

18 市有地公募売却のホームページ

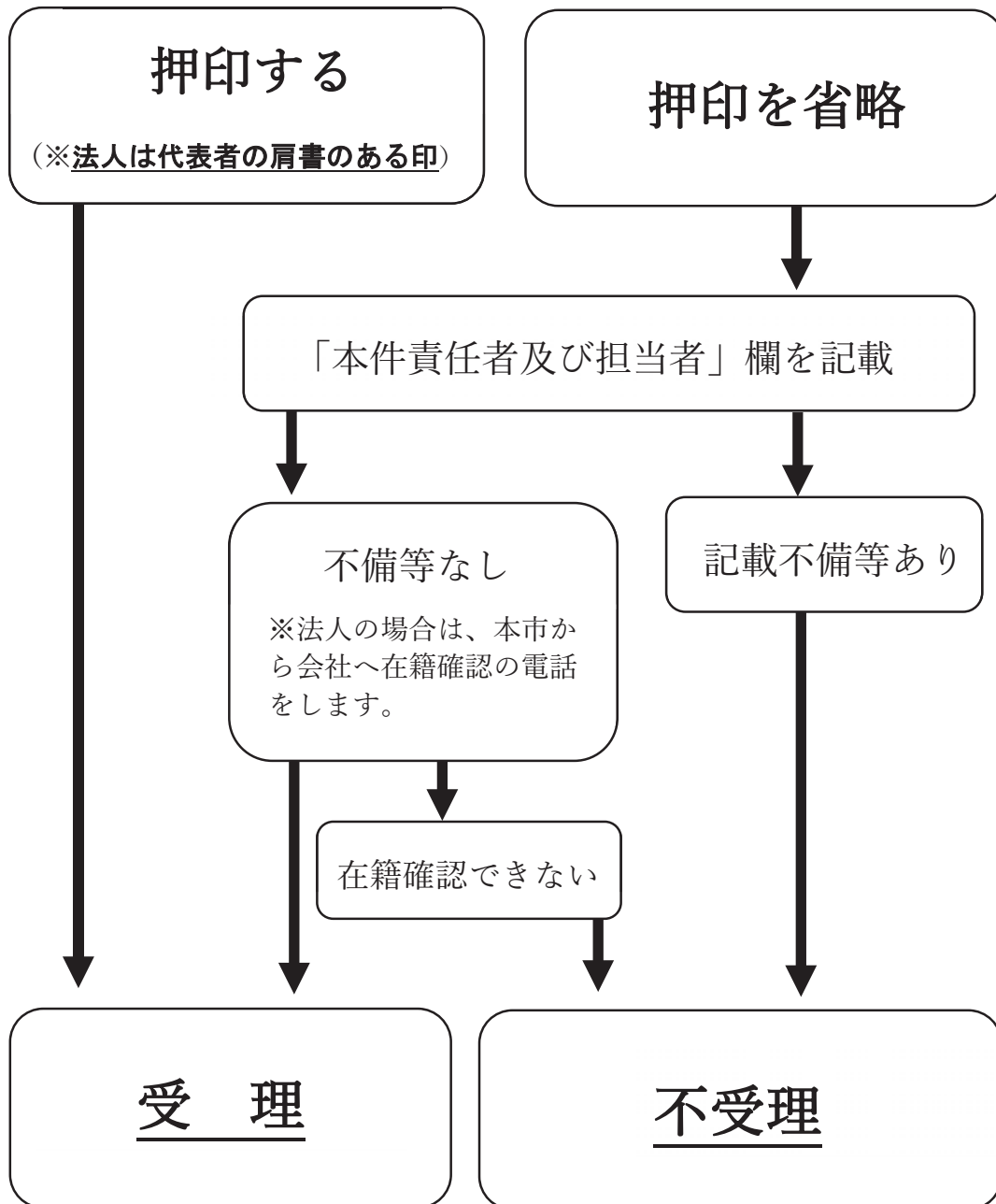
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/>

「横浜市 市有地売却」で検索 （「一般競争入札」のページ）

入札物件の入札中止、入札結果、先着順の売払等に関する情報は、上記ホームページにて告知します。

入札参加申込書の押印について

- ◆ 押印は省略することができます。その場合は、「本件責任者及び担当者」欄への記載が必須になります。
- ◆ 以下のフロー図及び次ページの記載例を参考にお申し込みください。



令和〇年〇月〇日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	所在地（住所）	〒123-4567 横浜市 〇〇区	
	フリガナ	〇〇〇フドウサンカブシキガイシャ	
	法人名（氏名）	〇〇不動産株式会社	
	フリガナ	ダイョウトリシマリヤク サクラギ ミナト	
	代表者職名・氏名	代表取締役 桜木 みなと	
	電話番号	(045) 123-XXXX	
		02-〇〇f	

契約まで同一の印。

法人の場合は代表者の肩書の入ったもの

代表取締役印

法人代表者の「職名」と「氏名」を必ず記載してください。

押印を省略する場合は「本件責任者・担当者」の記載は必須です。

原則、固定電話番号を記載してください。押印がなく、かつ、未記載や連絡がつかない場合は参加資格を満たさないものとします。

	本件責任者		担当者	
部署名（任意）	不動産部			
フリガナ	サクラギ	マモル		
氏名	桜木	まもる	同左	
電話番号	(045) 123-XXXX		(045) 123-XXXX	
不動産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます				
参加物件				
物件番号	所在地		地積（㎡）	
〇〇〇〇	〇〇区 〇〇町〇丁目〇番〇外		〇〇〇.〇〇	

責任者・担当者両方のフルネーム、電話番号を記載してください。

注意事項

- ・令和7年度から、入札に必要な書類（一般競争入札参加申込書・入札書等）の一部が改正されています。入札に参加される際は、必ず最新の様式をご利用ください。
- ・この様式は下記のサイトからダウンロードできます（両面印刷してください）。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/nyuusatu.html>
- ・押印を省略する場合は必ず「本件責任者及び担当者」を記載してください。
- ・「押印」、「本件責任者及び担当者」欄の記載いずれもない場合は、不受理となります。
なお、「本件責任者及び担当者」の訂正はできません。（記載不備として不受理となります。）
- ・個人の場合も押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」欄に氏名・電話を記載してください。（共有名義の場合は代表者）
- ・裏面の「横浜市使用欄」には何も記載しないでください。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	通知書・申請書類・本人確認書類 () 電話・その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

一般競争入札参加申込書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	所在地（住所）	〒
	フリガナ	
	法人名（氏名）	印
	フリガナ 代表者職名・氏名	
	電話	() —
担当者メールアドレス		

※ 押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必須です。

	本件責任者	担当者
部署名(任意)		
フリガナ		
氏 名		
電話		

次の市有財産（土地）売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

1 入札参加物件

物件番号	所 在 地	地積（㎡）

☐ 開札立会いを予定している場合は、左の□にチェックをしてください。（立会いは任意です）

注) 1 複数の物件を申し込む場合は、裏面の確認欄もコピーして、物件ごとに申し込んでください。

2 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」欄の氏名及び連絡先は必ず記載してください。また、その際、以下に該当する場合は参加資格を満たさないものとします。

- (1) 訂正、不備がある。
- (2) 本件責任者・担当者欄の両方又は片方に記載がない（同一の場合は「同左」でも可）。
- (3) 記載のある者の在籍が確認できない。

3 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとします。

2 確認事項

- (1) 申込者は、一般競争入札売払募集要領に定める入札参加者の資格を満たしている者であることを誓約します。
- (2) 落札者となった場合は横浜市の指定する書類を提出し、その情報を横浜市が神奈川県警察本部長及び公安調査庁に照会することについて同意します。

3 添付書類

- 個人の場合 住民票※（発行後3か月以内のもの）
※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
身分証明書、登記されていないことの証明書
- 法人の場合 資格証明書（発行後3か月以内のもの）

受 付 印

受 付 印

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	通知書・申請書類・本人確認書類 () 電話・その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

入札参加申込

封筒の宛名記載例

(表面)

切手	〒231-0005
	横浜市役所内郵便局留
【簡易書留】	横浜市役所内郵便局留
入札参加申込書在中	横浜市役所内郵便局留
横濱市中区本町6丁目50番地の10	横濱市中区本町6丁目50番地の10
横濱市財政局	横濱市財政局
ファシリティマネジメント推進課	ファシリティマネジメント推進課
入札担当	入札担当

- ※ 封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
- ※ **書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。**
- ※ 上記の宛先（横浜市役所内郵便局留）は入札参加申込及び入札期間以外には使用できません。その期間以外には、横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課（入札担当）へ直接お送りください。

入札書提出

封筒の宛名記載例

※入札書提出時は、封筒を二重にしてください。

入札書のみ
を②に封入

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)

切手

231 - 0005

横浜市役所内郵便局留

横浜市財政局
ファシリティマネジメント推進課 入札担当

【簡易書留】

入札書在中

書留 簡易書留

市有地一般競争入札

物件番号

氏名・住所（ゴム印・スタンプ可）

①に②を入れる

①に③を入れる

③ 入札参加申込書（コピー）、
入札保証金領収書（コピー）、
入札保証金返還請求書

■①外封筒には、②中封筒、③（物件ごとにまとめた）入札参加申込書のコピー、

入札保証金領収書のコピー、入札保証金返還請求書を入れてください。

■②中封筒には、入札書を入れて封をしてください。（複数物件入札する場合は、物件

ごとに中封筒を用意してください。持参の場合も入札書は封筒に入れてください。）

※ ①外封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。

※ **書留、簡易書留またはレターパックプラスにてお送りください。**

※ 郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

※ 左記の宛先（横浜市役所内郵便局留）は入札参加申込及び入札期間以外には使用できません。その期間以外には、横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課（入札担当）へ直接お送りください。

入札手続きチェックリスト

【入札の参加申込時】

- ☐ 申込期間内であることを確認した （令和7年10月28日（火）～11月11日（火）必着）
郵送の場合、郵便局窓口や郵便局ホームページで郵送物が期間内に到達することを確認した。
「横浜市電子申請・届出システム」の場合、申請が期限内に完了したことを確認した。
- ☐ 一般競争入札参加申込書に、日付・氏名・住所・連絡先・物件情報を記入して封筒に入れた。
- ☐ 一般競争入札参加申込書に押印をした。
- ☐ 押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の欄を全て記入し、未記載・訂正した箇所はないことを確認した（未記載・訂正がある場合、法人は担当者等の在籍が確認できない場合は不受理となります。）。
- ☐ 参加申込書の「申込者」は、契約の名義人となります。
- ☐ 法人の場合は、契約の担当者の名刺を同封した。
- ☐ 入札書等の書類は、参加申込書の「申込者」の住所・部署に郵送されます。
- ☐ 以下の添付資料を同封した（添付資料は原本のコピー）。
 - ◆法人の場合
 - ☐ 資格証明書（法人登記簿謄抄本・代表者事項証明書等）
 - ◆個人の場合
 - ☐ 住民票 （マイナンバーの記載なし）
 - ☐ 「身分証明書」（市区町村発行の破産宣告を受けていないこと等の証明書）
※ 運転免許証等ではありません。
 - ☐ 「登記されていないことの証明書」（地方法務局発行）
- ☐ 郵送方法は、書留、簡易書留又はレターパックプラスとした。
(郵送先)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所内郵便局留 (受取人) 横浜市財政局 ファシリティマネジメント推進課 入札担当	}	受取人まで全て 記載してください。
---	---	----------------------

※持参による提出も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。

◆ 押印について

押印は入札参加申込から契約まで、全て同一の朱肉を使う印鑑を使用してください（スタンプタイプのものは不可。）。なお、落札者となった場合には、売買契約に関する書類（契約書等）についても同一の印鑑を使用していただきますので、法人の場合は、代表者の肩書の入った印鑑をお願いします。

【入札の参加申込後】

- 参加申込後、横浜市から入札書等が郵送された（簡易書留又はレターパックプラス）。

※11月18日（火）までに書類が届かない場合は御連絡ください。

（045-671-2264 財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当）

【入札書提出前】

- 入札書と共に郵送された入札保証金納付書（振込用紙、ピンク色）に、金額・住所・氏名を記載した。
- 入札保証金納付書に記載した金額は、**入札金額の5%以上（円未満切上げ）の金額**であること
を確認した（最低売却価格の5%以上ではありません。）。
- **横浜銀行の窓口で入札保証金を納付した。**

※入札保証金・契約保証金は「横浜銀行」の窓口以外ではお支払いいただけません。

- 納付後、領収書（入札保証金納付書の控）を領収書をコピーした。

【入札書提出時】

- 入札期間内であることを確認した（**～令和7年12月4日（木）**）。また、郵便局や郵便局ホームページで郵送物の到着が期間内であることを確認した。
- 入札書に、入札期間内の入札日付のほか、氏名・住所・物件情報・入札金額を記入した。また、
入札書は訂正をしていないことを確認した。
 - 入札書に用いた印鑑は一般競争入札参加申込書に用いたものと同じであることを確認し、
押印後、入札書の中封筒に入れた。
 - 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」欄を全て記載し、訂正していない入札書
を中封筒に入れた。（※「本件責任者及び担当者」が一般競争入札参加申込書の記載内容と異
なる法人の場合は、開札時に担当者等の在籍を会社に照会します。未記載・訂正箇所がある、
在籍が確認できないなど不備のある場合の入札は無効となります。）
- 1枚の中封筒には入札書は1枚しか入っていないことを確認した。
- 中封筒の表面を記載して封をした。
- **外封筒に、中封筒、入札参加申込書のコピー、入札保証金領収書のコピー（※1）、入札保証
金返還請求書（※2）を同封した。**
 - ※1 原本は入札会場に入場する際に必要ですので、同封しないでください。
 - ※2 入札保証金返還請求書には見本を参考に必要事項を記載してください。
- 外封筒の宛先を確認し記入した。（郵送の場合）
- **郵送方法は、書留、簡易書留又はレターパックプラスとした。**

(郵送先)

〒231-0005
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市役所内郵便局留
(受取人)
横浜市財政局
ファシリティマネジメント推進課 入札担当

※持参による提出も可としますが、受取りのみとし、その場で内容確認はいたしません。

※上記の宛先（横浜市役所内郵便局留）は入札参加申込及び入札期間以外には使用できません。

その期間以外には横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課（入札担当）へ直接お送りください。

【開札後】

□ （落札者のみ）契約説明資料の送付を受けた。（開札日の翌日以降発送予定）

※ 落札者は、**12月16日（火）までに契約説明資料が届かない場合は御連絡ください。**

(045-671-2264 財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当)

※入札結果は、ホームページで開札日の午後5時までに公表予定です。（開札会場でも確認することができます。）

年 月 日

横浜市長

所在地（住所）

フリガナ
法人名（氏名）

フリガナ
代表者職氏名

代表者の生年月日 年 月 日生
(年号は和暦で記載)

誓 約 書

私は、横浜市が横浜市暴力団排除条例、神奈川県暴力団排除条例及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、不動産売買契約により暴力団の活動を助長すること、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体を入札、契約から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約し、かつ同意します。

- 1 私は、不動産売買契約に際し、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体のいずれにも該当しません。
- 2 私は、横浜市暴力団排除条例第 2 条又は第 7 条に定める者、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がある者又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体の該当の有無を確認するため、役員名簿の提出に同意します。
- 3 私は、私が上記に該当する者でないことを確認するため、横浜市が本誓約書及び役員名簿を神奈川県警察本部長及び公安調査庁に提供することに同意します。
- 4 神奈川県警察又は公安調査庁からの通報、又は横浜市の調査により、私が上記で誓約した内容と異なる事実が判明した場合は、上記法令及び横浜市契約規則に基づき、横浜市が不動産売買契約を締結しないこと、又は不動産売買契約を解除することを承知し、かつ同意します。
- 5 私は、役員名簿に記載された全ての役員に誓約内容を説明し、同意を得ています。

ヨコハマの土地売ります！

第 15 号様式

役員名簿

法人所在地 _____

フリガナ

商号又は名称 _____

1	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
2	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
3	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
4	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
5	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
6	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
7	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
8	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
9	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				

10	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
11	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
12	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
13	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
14	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
15	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
16	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
17	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
18	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
19	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				
20	フリガナ		役職	性別	生年月日（年号は和暦）
	氏 名				
	住所				

第4号様式

入札要領

第1条 入札希望者は、市有財産売払公告、市有財産一般競争入札売払募集要領、市有財産売買契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、入札日時（郵送入札は所定の日時まで）に提出しなければなりません。

第5条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

第6条 入札書には、入札者の住所氏名（法人の場合は所在地、法人名及び代表者職氏名）を記入の上、押印するものとします。押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記しなければなりません。また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由の如何にかかわらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者がした入札
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者がした入札
- 3 横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者がした入札
- 4 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は第7条の規定に該当する者がした入札
- 5 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者がした入札
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体がした入札
- 7 入札参加申込書を提出していない者がした入札
- 8 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 9 入札保証金の納付がないか、入札保証金振込領収証書の提示のない入札

10 納付した入札保証金が入札金額の100分の5（円未満切上げ）に満たない入札

11 最低売却価格に達しない入札

12 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をした入札

13 入札書に入札者の住所、氏名の記入のない入札

14 入札書に入札者の押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない若しくは不備がある、訂正をしている、又は在籍が確認できない場合

15 代理人による入札において、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び委任状の添付のない入札

16 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札

17 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当する入札

18 その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

第9条 開札は市の指定した者を立会させて開札します。

第10条 落札者は、市の最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは直ちにくじによって落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないとき又は引けないときは、市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

第11条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第12条 入札保証金は、落札者を除き、銀行振込によりお返しします。落札者の入札保証金は、第14条に定める売買代金又は契約保証金の納付の際、売買代金又は契約保証金の一部に充当することができます。なお、落札者が入札保証金の返還を希望する場合は、契約締結後（売買代金又は契約保証金の納付確認後）にお返しします。

第13条 落札者との契約は、落札決定の日の翌日から原則として30日以内に行います。契約を締結しない場合には、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。

第14条 落札者は、契約締結の際、売払代金の全額を納付するか、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

第15条 落札者は、前条で契約保証金を納付した場合は、契約締結の日の翌日から30日以内に売払代金の全額を納付してください。この際、契約保証金を売買代金に充当することができます。落札者が契約保証金の返還を希望する場合は、売買代金の納

付確認後にお返しします。

なお、落札者が契約締結の日の翌日から３０日以内に売買代金を納付しない場合には、契約保証金は横浜市に帰属することになります。

第16条 本要領に定めのない事項は、地方自治法、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律、地方自治法施行令、神奈川県暴力団排除条例、横浜市暴力団排除条例、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和３９年３月横浜市規則第６０号）の定めるところにより処理します。

売 払 物 件 に つ い て

売払いの条件となりますので、必ずお読みください。

□ 契約の目的

売払物件（以下「物件」と言います。）は、原則、都市計画法及び建築基準法上の用途地域の制限に従った用途を想定した売買契約とし、これを契約の目的とします。また、別途契約条件に用途指定がある場合は、前述の考え方と合わせてその条件も契約の目的とします。

□ 地下埋設物について

・物件は原則、地歴調査による地下埋設物の存在の推定確認を行い、地下埋設物の存在が疑わしい物件については試掘等の調査を行っています。地下埋設物が存在する場合、物件調書に当該調査結果を記載しています。

・物件によっては、地中に自然石等が散見、あるいはまとまって存在する場合がありますが、自然石の撤去及び売買代金からの撤去費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

・物件によっては、湧水が出る場合がありますが、湧水の処理及び売買代金から湧水処理費相当額の減額等について、横浜市（売主）は対応しません。

□ 測量及び、境界立ち合い（筆界確認書）について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現況測量を行い、境界標の存在を確認しています。ただし、確定測量は行っていません。

・現況測量の結果と、不動産登記記録及び図面（法務局備え付けの地積測量図、又は区画整理換地図等）を比較した結果、境界点間距離及び面積は、全て不動産登記規則第10条第4項の許容誤差の範囲内にあります。このため、隣接地権者との筆界確認書は、原則として取り交わしていません。

□ 水害ハザードマップ等の情報について

・物件は全て、所在地若しくは物件が所在する町について、「横浜市行政地図情報提供システム」における「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」並びに横浜市ホームページ「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害の情報を確認しています。本情報の記載がない（浸水想定区域外もしくは過去の災害履歴（浸水）の該当がない）物件についても、雨の降り方や土地利用の変化等により浸水被害を被る可能性がありますので御注意ください。

・記載している地域防災拠点は「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」による情報です。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公表している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）。なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

□ 一般事項について

・物件は全て、物件調書に特段の記載のない限り、現状での売買及び引渡しとなります。買受に当たっては、物件調書を御覧のうえ、必ず事前に現地及び近隣状況を御確認ください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

最低売却価格は、一般事項及び物件調書の内容を考慮して、算定しています。一般事項及び物件調書の内容については、売買代金からの減額等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

建物の建築を含む土地利用について、都市計画法、建築基準法、条例その他の法令等により課される制限や条件及び電気、ガス、水道等の供給処理施設の整備等について、横浜市（売主）は対応いたしません。

特に、開発行為を計画している場合や個人が自宅等の建築を目的に入札に参加される場合は、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。

- ・ 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵、U字溝、柵等の工作物が設置されていますが、これらの工作物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、これらの工作物の図面等はありません。
- ・ 物件によっては、敷地内及び隣接地に傾斜地が含まれていたり、擁壁、地下車庫、直壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の構造物が築造されていますが、経年劣化による影響については確認しておらず、ひび、破損、エフロレッセンス（石灰質の析出）及び亀裂等が見られる場合もあります。また、隣接地の水抜き穴から排水が流れ込んでいる場合があります。これら傾斜地や構造物の補修、修繕、改修、撤去、再築造、安全対策等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議について、横浜市（売主）は対応いたしません。また、擁壁や地下車庫等の構造物について、宅地造成時の構造図面及び構造計算書、その他の図面等はありませんので、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審査機関等へお問合せください。
- ・ 崖（がけ）等による敷地の安全措置に関する制限や条件については、特に御注意ください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件及び隣接地の擁壁、直壁及びブロック塀、樹木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造等及びその費用負担、その他隣接地権者等との協議等について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件によっては、上下水道設備及びガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等及びその費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者又は管理者等にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 歩道の切下げ等の道路自費工事については、管理者にお問合せください。横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。ごみ、ガラ及び碎石等の残置物除去についても同様です。
- ・ 土壌汚染については、物件調書に特段の記載のない限り、有害物質使用等の経過がないことを確認しています。
- ・ 地盤に関する調査は行っていません。地盤の改良や補強について、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 分筆・地積更正等の登記の可否に関する確認は行っていません。

- ・ 物件の敷地内に、既に滅失した建物登記が残っていることが判明した場合、当該建物を横浜市が所有していた場合等を除き、横浜市（売主）は対応いたしません。
- ・ 物件のフェンスが南京錠により施錠されている場合、原則として物件引渡時（代金全額お支払時）に南京錠の鍵を一時貸与します。物件引渡後、速やかに買受人が管理する南京錠等に交換し、既存の南京錠は貸与した鍵とともに横浜市に返還していただきます。

□ 各物件の詳細については、物件調書に記載しています。

（主な項目の見方）

所在地欄には、物件の筆頭地番を記載しています。

住居表示欄には、物件が位置する地域に住居表示が実施されている場合、その街区番号までを記載しています。

内訳、面積欄の記載内容は次のとおりです。

「公簿面積」 不動産登記記録上の地積を記載しています。

「現況測量面積」 現況測量の地積を記載しています（26 ページ参照）。

「地積測量図面積」 法務局備え付けの地積測量図による地積を記載しています。

道路と敷地の関係欄には、物件に隣接している道路の方角及び道路幅員を記載しています。

法令に基づく制限欄

都市計画法・建築基準法欄には都市計画法・建築基準法に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は担当の窓口へお問合せください。

本市WEBページ「建築・宅地に関する一般相談・窓口案内、不動産調査（重要事項説明等）」参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20140401121655.html>

- ・ 建築基準法第22条の規定による区域指定は横浜市一円です（昭和26年10月告示第132号）が、「防火地域」「準防火地域」では適用されません。
- ・ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）は、建築基準法第56条の2第1項及び横浜市建築基準条例第4条の4により制限対象となる地域・区域を指定し、規制対象となる建築物及び規制時間を定めています。

その他の制限欄には、都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限について記載しています。制限の詳細については、本市WEBページ又は所管課へお問合せください。

- ・ 宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域に位置する物件における切土・盛土等の宅地造成行為に当たっては、横浜市長の許可が必要となる場合があります。
- ・ 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において、土木工事等を実施する場合は、事前に届出等を行う必要があります。埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育委員会事務局生涯学習文化財課（045-671-3284）と協議をお願いします。また、土木工事等の計画にあたっては、事前に必ず同課へお問合せください。
- ・ 緑化地域では、敷地面積500㎡以上から緑化率の規制の対象となります。
- ・ 駐車場条例の附置義務区域において、一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変

更する場合、駐車場の設置が義務付けられます。また、附置義務区域は、「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」と「周辺地区又は自動車ふくそう地区」の大きく2つに分けられ、設置台数等に関する基準は、各々異なります。なお、建築基準法の確認申請前に条例の届出が必要となります。

※ 法令に基づく制限欄の事項は、横浜市まちづくり地図情報提供システム（i マップ）を基に、区域・地域等に指定されているものを記載しております。詳細については、所管課へお問合せください。

また、物件の個別条件によっては建築協定・道路斜線制限等、建築基準法その他の法令等の定めにより、建ぺい率・容積率をはじめ、別途制限や条件が課される場合があります。その他に、建築計画の内容によっては、街づくり協議指針等により、別途制限が課される場合があります。

なお、都市計画決定内容は募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

私道の負担等に関する事項欄には、私道の負担又はセットバック等の有無、その内容について記載しています。

供給処理施設の状況欄の記載内容は次のとおりです。

- ・それぞれの設置者及び管理者が保有する台帳等に基づいて記載していますが、現地の状況と一致していない場合があります。詳細につきましては、それぞれの設置者及び管理者へお問合せください。

- ・施設の種類

「有」… 物件の敷地内に引込管、電線、桝等が整備済みであることを示しています。ただし、引込管、電線、桝等の劣化や、使用が可能であるか否かの調査は行っていないです。経年劣化等により設備が現状のままで使用できない場合があります。

「可」… 物件の前面道路に配管等が整備済みであることを示しています。物件内への引き込みには別途工事が必要です。

「無」… 前面道路に配管等がありません。

- ・整備、補修、再整備及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。

公共施設等欄には、物件が属する区役所及び横浜市立の小・中学校の方角・直線距離を記載しています。（距離は目安です。）

- ・横浜市立の小・中学校については、最短距離の学校ではなく、当該地の通学区域に指定されている学校を記載しています。

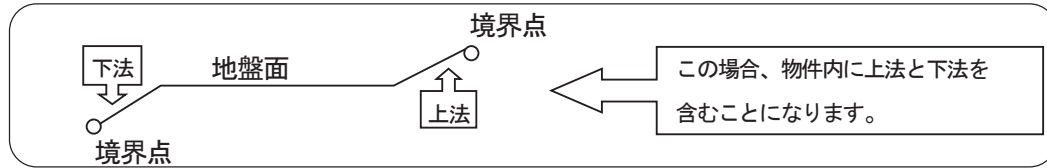
- ・通学区域は変更になる場合がありますので、その都度御確認ください。なお、小・中学校の記載については、教育委員会事務局WEBページの小中学校等・通学区域制度の情報を基にしております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/gakku.html>

留意事項欄では、上記項目等の詳細、売払物件の状況、工作物・構造物、隣接地の状況及び売買契約の特記事項等、御留意いただきたい点について記載しております。

- ・物件内に法（のり）を含んでいる場合、物件の地盤面に対して下の部分を「下法（したのり）」、上の部分を「上法（うわのり）」と記載しています。

（上法、下法の位置関係）



案内図は、現地までの略図です。

交通機関欄の（道路距離）とは、直線距離ではなく、駅などの交通機関施設から物件まで道路に沿って測定した距離のことです。

- ・徒歩所要時間は、80mを1分として換算しています。
- ・公共交通機関は調査時点のものであり、変更されている場合があります。

現況図は、土地の面積・形状、境界標の点間距離、構造物及び工作物等の位置を図面に表した参考図です。

※なお、現地確認の際は、近隣の御迷惑にならないよう御配慮くださいますようお願いいたします。

ヨコハマの土地売ります！

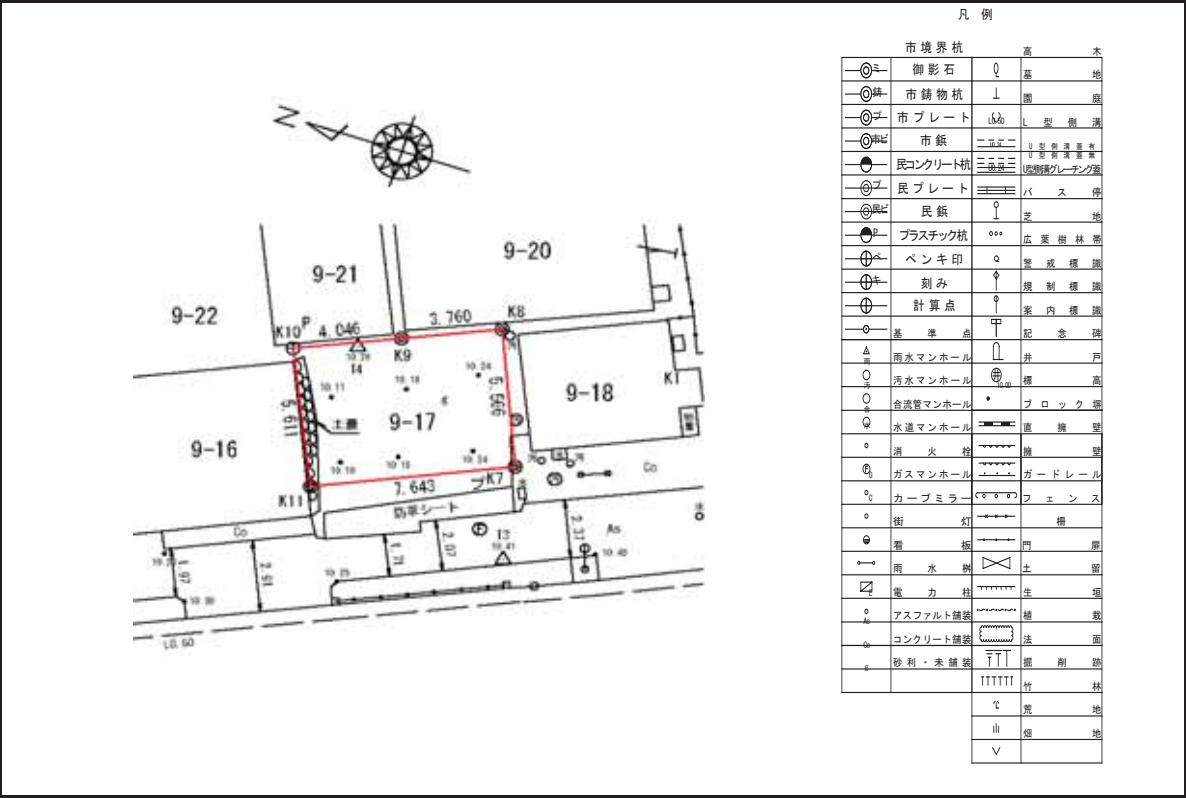
物 件 調 書

物件番号 2861			最低売却価格		1,038万円		
所 在 地		横浜市鶴見区浜町2丁目9番17					
住 居 表 示							
内 訳 、 面 積		地 番	地 目	公 簿 面 積	現 況 測 量 面 積		
		9番17	宅 地	43.15㎡	—		
		合計（1筆） ※1		43.15㎡	—		
道路と敷地の関係		西側で幅員約23.7mの舗装市道（建築基準法第42条第1項1号道路）に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域		用途地域	準工業地域	
		建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	高度地区	第5種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	防火・準防火地域等	準防火地域
	その他の制限	日影規制（高さ10mを超える建築物/4.0m/5時間/3時間）					
		宅地造成等工事規制区域（全市域）					
		駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状 況		事 業 所 等		
	電 気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	可	西側前面道路配管50mm、宅地内引込無		横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085		
	下水道	可	西側前面道路配管（合流250m）		横浜市鶴見区鶴見土木事務所 045-510-1669		
	都市ガス	無※2			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公 共 施 設 等	鶴見区役所		横浜市立入船小学校		横浜市立寛政中学校		
	物件の北西方 約1.4km		物件の北西方 約0.2km		物件の東方 約0.5km		
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P26)は売却の条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 西側前面道路には輸送用と主に産業用途の本管（中圧600mm）が埋設されていますが、家庭用等の一般用途の本管は埋設されていません。 ・本物件の西側前面道路にある木杭とネットは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件は周辺一帯の土地区画整理事業の認可（施行主体：行政庁、認可年月日：昭和22年6月5日、換地処分公告年月日：昭和37年9月17日）を得て整備された画地です。 ・本物件は西側で幅員約23.7mの舗装市道に接道する長方形の一方路地（中間画地）です。 ・本物件の残置物等の撤去・移転等について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の周辺は京浜工業地帯であり、付近には倉庫、工場、事業所、配送センター等があるため、風向き等の気象条件によっては作業や車両の出入り等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の南方約20m付近に高速神奈川1号横羽線及び東京大師横浜線等があるため、風向き等の気象条件によっては車両の通過等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の北西方約150m付近に「入船小学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南方約70m付近に「入船公園」、北方約100m付近に「日東浜公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南東方約60m付近に「鶴見消防署入船消防出張所」があるため、消防活動等の際には緊急車両のサイレン等が聞こえる場合があります。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
	「売却物件について」も必ず御確認ください。						
本物件の売出人（連絡先）		横浜市（財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264）					

案内図



現況図



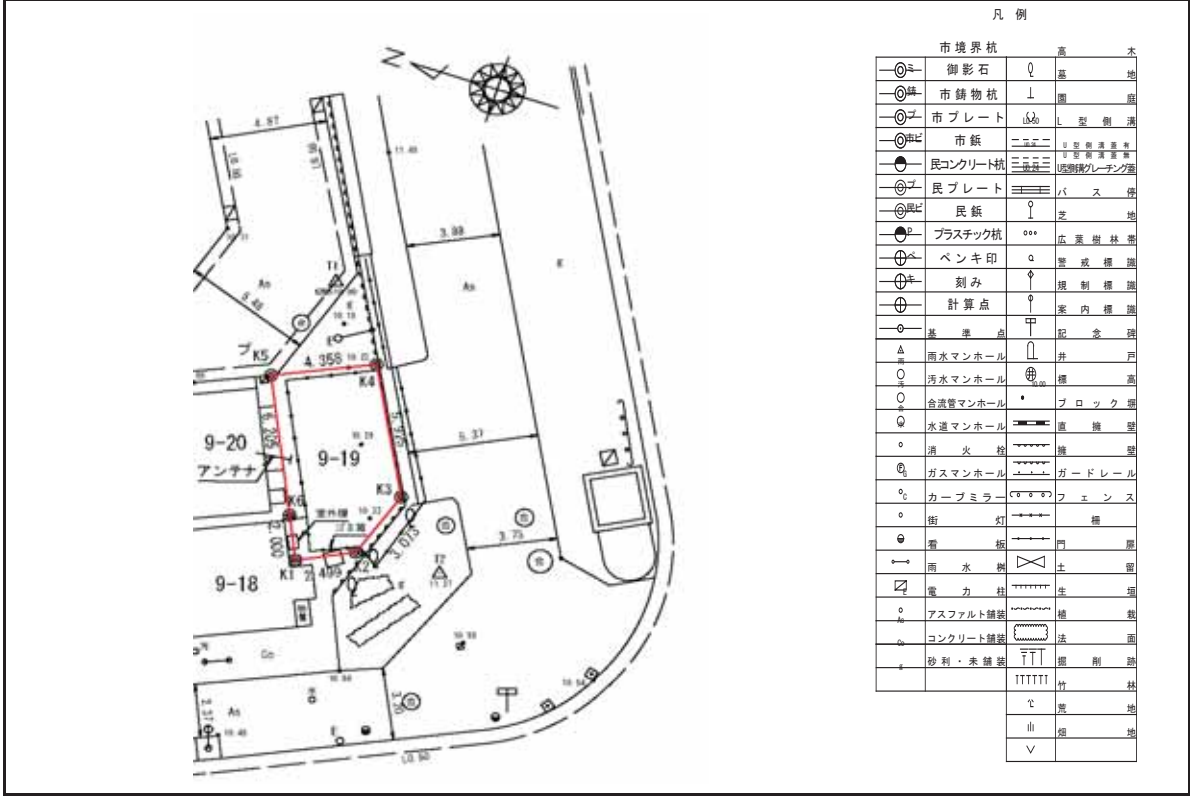
727万円

34

案内図



現況図



物件調書

物件番号 2863

最低売却価格

11,999万円

所 在 地		横浜市南区八幡町11番2、平楽133番14外1筆					
住 居 表 示		－					
内 訳 、 面 積	地 番		地 目	公 簿 面 積	地積測量図面積		
	八幡町11番2		宅 地	1,378.89㎡	1,378.89㎡		
	平楽133番14		山 林	103㎡	103.77㎡		
	〃 135番2		山 林	147㎡	147.60㎡		
	合計（3筆）		※1	1,628.89㎡	1,630.26㎡		
道路と敷地の関係		南側で幅員約4.5mの舗装市道等、西側で幅員約4.0mの舗装市道（共に建築基準法第42条1項2号道路）に接道※2、3					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域	
		建ぺい率	60%	容 積 率	100%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	－	敷地面積最低限度	100㎡	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）					
	その他の制限	用途地域は第1種低層住居専用地域（60%、100%、第1種高度地区）と第1種住居地域（60%、200%、第4種高度地区）にまたがっていますが、過半が第1種低層住居専用地域にあるため建築制限は当地域の用途制限が適用となります。建ぺい率・容積率は加重平均されます。					
		宅地造成工事規制区域（旧宅地造成等規制法）、宅地造成等工事規制区域（全市域）					
		土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）※4、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）※4					
		不燃化推進地域（不燃化推進条例）※5					
		景観計画（全市域）、緑化地域（都市緑地法）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無※2	負担等の内容	－		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状 況		事 業 所 等		
	電 気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
	上水道	有	西側前面道路配管100mm・敷地内引込25mm、一部40mm（S58.6）		横浜水道局給水工事受付センター 045-489-3085		
	下水道	有※6	南側前面道路配管（合流250mm） 敷地内に下水マス設置済（合流）		横浜市南区南土木事務所 045-341-1106		
	都市ガス	可	南側前面道路配管（低圧50mm） 西側前面道路配管（低圧50mm）		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公 共 施 設 等	南区役所		横浜市立中村小学校		横浜市立石川小学校	横浜市立平楽中学校	
	物件の北西方 約0.4km		物件の西方 約0.5km		物件の北東方 約0.4km	物件の南東方 約0.2km	
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P26)は売却いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（フェンス等）、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応しませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築を目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は地積測量図面積により売却します。						
	※2 本物件の接道する現況道路部分の一部に市有地（八幡町11番21及び平楽135番3）が介在しますが、当該市有地部分も建築基準法第42条第1項第2号道路（以下、「基準法道路」という）の範囲となります。なお、詳細につきましては、横浜市建築局建築指導課（045-671-4531）にお問い合わせください。						
	※3 本物件の道路向かいの土地の一部の地盤面は、道路面よりも約3～4m低く、道路向かいの土地と現況道路に含まれる市道（以下、「市道等」という）の境界は道路法面下にあります。本物件の道路向かいの土地と市道等の境界から本物件までの幅員は約4～7mとなっています。なお、市道の位置及び範囲等につきましては、横浜市道路局道路調査課（045-671-2774）にお問い合わせください。						
※4 本物件の一部（八幡町11番2の北側部分）は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、告示番号：神奈川県告示第156号、告示年月日：令和7年3月21日、箇所番号：105-H19-065、箇所名：八幡町1）に位置しています。							
(次ページに続く)							
「売却物件について」も必ず御確認ください。							

本物件の売出人(連絡先)

横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)

留意事項	※5 不燃化推進地域(防火地域を除く。)内で建築物の建築等を行う際、原則として、全ての建築物を準耐火建築物などとするのが義務付けられています。 ※6 本物件の敷地内に下水道図面に記載されていない下水マスの存在を複数確認していますが、利用可能か否かについては、確認できておりません。 ・本物件は南側で幅員約4.5mの舗装市道等、西側で幅員約4.0mの舗装市道等に接面する不整形の準角地です。 ・本物件は、西側道路より約0～4.0m高くなっています。また、東側隣接地より約20m、南側隣接地より約1.7m低く、北側隣接地より約4.3m高くなっています。 ・本物件の敷地内は概ね平坦ですが、八幡町11番2の中央西側部分に西向き傾斜部分があり、東側は西側よりも約1.7m高く、また、北側は北向きの傾斜地になっています。なお、当該西向き傾斜部分には階段が設置されているほか、階段以外の部分はコンクリート舗装されています。 ・本物件の東側隣接地(平楽133番43)内に高さ約20mの擁壁が設置され、敷地内の西側道路沿いから北側隣接地沿いの一部に高さ約0～3.0mの擁壁とその擁壁上部に高さ約0.6～1.0mの万年塀が築造されています。 ・本物件の敷地内の北側隣接地沿いの一部に高さ約3.3mの擁壁のほか、鋼板で土留めされた上部に高さ約1.0mの万年塀が設置されている部分があります。 ・なお、本物件の擁壁や万年塀(付帯する水抜き穴等を含む)は、経年劣化により破損及び亀裂等が見られますが、これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市(売主)は対応いたしません。なお、本物件の擁壁については築造の申請が確認できておりません。 ・本物件の地中には従前に児童養護施設仮園舎を建築した時の鋼管杭が残置されています。その他過去に土地利用した際に残地された地下埋設物等が確認されていますが、これらについて横浜市(売主)は契約不適合責任を負いません。地下埋設物に関する資料を市ホームページに掲載していますので御確認ください。 ・本物件北側に所有者不明の擁壁の一部が越境し築造されています。隣接地権者との協議等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・南側隣接地の擁壁の一部及び北西側隣接地の屋根、雨樋が物件上に位置しています。これらについて、隣接地権者との間で取り交わした「覚書」がありますので、その地位の承継をしていただきます(売買契約に明記)。詳細については、ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。 ・本物件の敷地内のうち八幡町11番2の北側には樹木が繁茂しているほか、切り株があります。 ・本物件の敷地内の一部はアスファルトやコンクリートで舗装されており、敷地内の一部に防草シートが設置されています。 ・本物件の西側道路沿いの電柱から本物件の南東方の電柱及び近隣住宅に延びる電線、また、隣接する保育園に延びる電線がそれぞれ敷地内上空部分で越境しています。移設・撤去等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の北側隣接地の樹木の枝葉の一部のほか、本物件に隣接する保育園の樹木の枝葉の一部や雑草等が本物件に越境しています。隣接地権者との協議等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の西側道路沿いにごみ収集所があり、本物件の南側道路向かいに消火箱があります。移設・撤去等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の隣接地は保育園であるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、園児の歓声や園内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南東方約170m付近に「平楽中学校」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、生徒の歓声、チャイム音、校内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南方約100m付近に「八幡公園」、東方約140m付近に「唐沢公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内の管理フェンスによる囲いや鋼板による土留め等は境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。
「売払物件について」も必ず御確認ください。 本物件の売払人(連絡先) 横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)	

ヨコハマの土地売ります！

物件調書

物件番号 2864				最低売却価格		1,528万円	
所在地		横浜市保土ヶ谷区法泉三丁目315番12					
住居表示		横浜市保土ヶ谷区法泉三丁目20番街区					
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積	
		315番12		宅地	169.39㎡	—	
		合計（1筆）		※1	169.39㎡	—	
道路と敷地の関係		北東側で幅員約5.5mの舗装市道に接道※2					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第1種低層住居専用地域
		建ぺい率	50%	容積率	100%	高度地区	第1種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	100㎡	防火・準防火地域等	準防火地域
	その他の制限	日影規制（軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物/1.5m/3時間/2時間）					
		緑化地域（都市緑地法）、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		負担等の内容		—	
供給処理 施設の状況	施設の種類		状況			事業所等	
	電気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	可	・前面道路配管100mm・敷地内引込なし			横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
	下水道	可	・前面道路配管（雨水1000mm・汚水250mm）			横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所 045-331-4445	
	都市ガス	無				東京ガス株式会社お客様センター 0570-002211	
公共施設等	保土ヶ谷区役所		横浜市立初音が丘小学校		横浜市立橋中学校		
	物件の北東方 約3.2km		物件の北東方 約1.0km		物件の北東方 約2.7km		
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件の北東端隣接地はアスファルト舗装された歩道として道路区域に含まれ、当該部分を含む道路幅員は約5.5～7.7mとなっています。また、本物件の南東端隣接地は道路区域に含まれていますが、未利用地で道路形態になっていません。 ・本物件は北東側で幅員約5.5mの舗装市道に接道する、不整形の一方路地です。 ・本物件の敷地中央から北東部分は概ね平坦ですが、敷地中央から南西該部分は南西向きに傾斜しています。 ・本物件の北東端隣接地の歩道下部に高さ約0～2.7mの擁壁が設置され、本物件の敷地内の北東部分の一部は北東側歩道面よりも約0～2.7m低くなっています。 ・本物件の敷地内に物干台用コンクリートベース等があります。残置物の処理について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・北西側隣接地の水道管の一部が本物件上に位置しています。これについて、隣接地権者との間で取り交わした「覚書」がありますので、地位の承継をしていただきます（売買契約書に明記）。詳細については、財政局ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。 ・本物件の敷地内の北側に電柱1本、支柱1本及び支線1条が設置されています。移設・撤去等の可否は確認していません。 ・本物件の敷地北側部分に複数の樹木が繁茂しています。 ・本物件の北側で架線が一部敷地上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。 ・本物件の北東側道路沿い敷地内にガードレールが設置されています。移設・撤去等の可否は確認していません。 ・本物件の北東側道路沿いにごみ収集所があります。移設・撤去等の可否は確認していません。 ・本物件は「今井川」沿いの土地であるため、気候及び川の流水状況等によっては臭気等が生じる場合があります。 ・本物件の北東方約100m付近に「法泉公園」、南東方約190m付近に「境木子どもの遊び場」、南方約160m付近に「境木第四公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が無い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北西方約190m付近に横浜新道があるため、風向き等の気象条件によっては車両の通過等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の北西方約170m付近に「保土ヶ谷消防署今井消防出張所」があるため、緊急車両のサイレン等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北東側道路向かいの法泉ハイツの敷地内に遊水池があります。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。						
	「売払物件について」も必ず御確認ください。						
本物件の売出人（連絡先）		横浜市（財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264）					

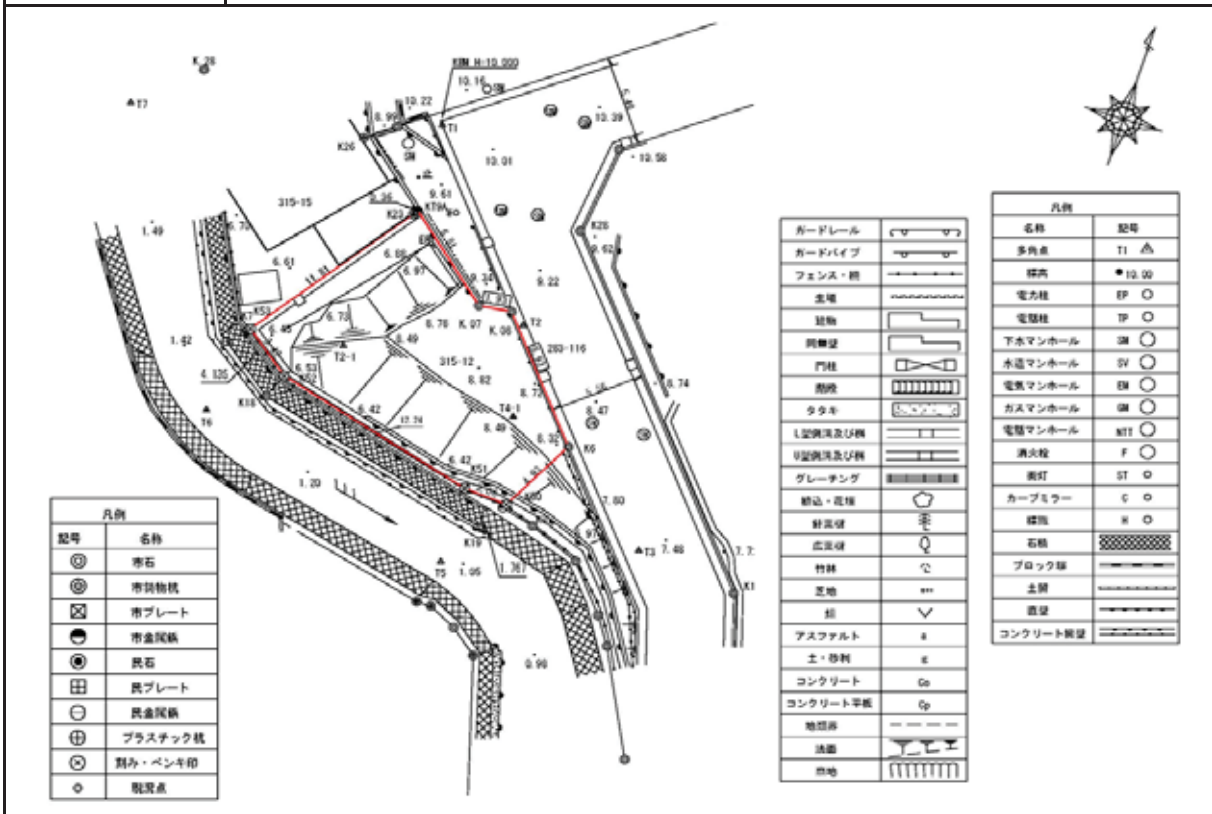
案内図



交通機関

- ・JR横須賀線「保土ヶ谷」駅より「住宅前」バス停 下車 徒歩2分
- ・JR横須賀線「東戸塚」駅より「今井町」バス停 下車 徒歩9分

現況図



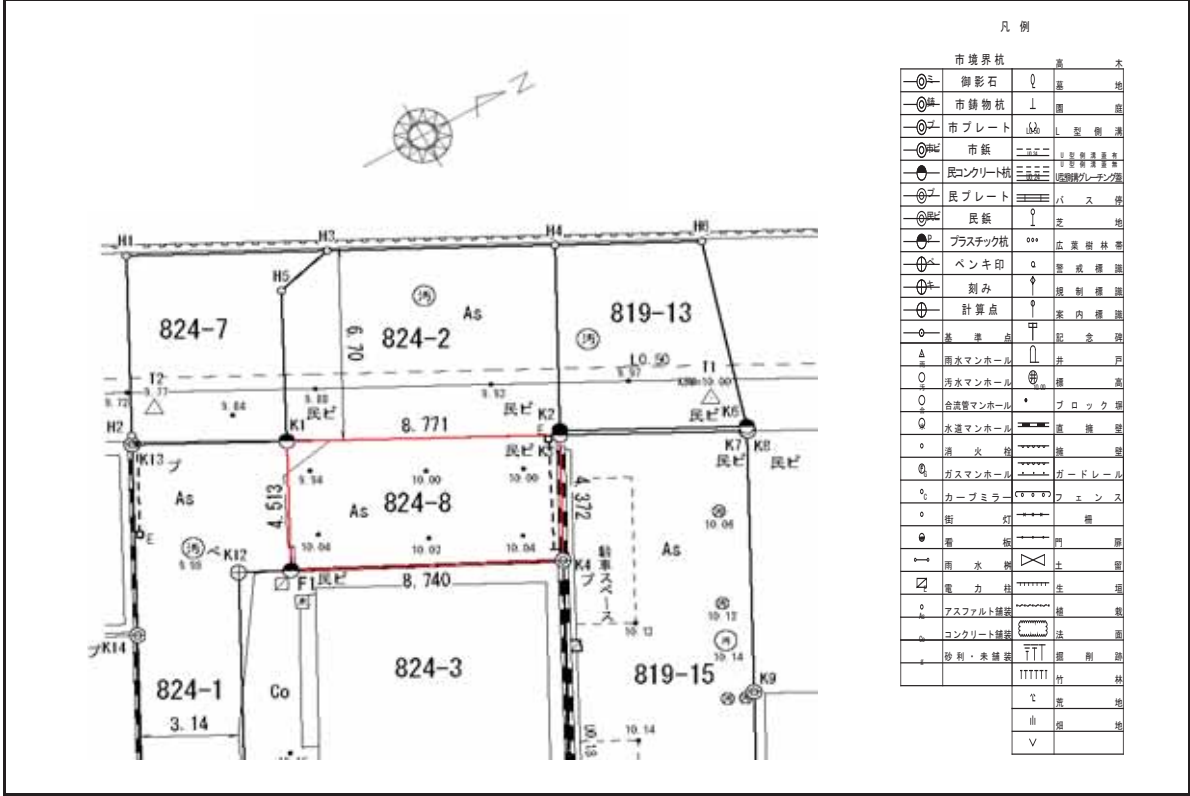
物件調書

物件番号 2865				最低売却価格		1,145万円	
所在地		横浜市港北区高田東四丁目 8 2 4 番 8					
住居表示		横浜市港北区高田東四丁目 2 4 番街区					
		8 2 4 番 8		宅 地	3 8 . 9 0 m ²	—	
		合計 (1 筆)		※ 1	3 8 . 9 0 m ²	—	
道路と敷地の関係		北西側で幅員約 7 . 0 m の舗装市道 (建築基準法第 42 条第 1 項道路) に接道※2					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都 市 計 画 区 域		市街化区域		用 途 地 域	準工業地域
		建 ぺ い 率	6 0 %	容 積 率	2 0 0 %	高 度 地 区	第 5 種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	防火・準防火地域等	準防火地域
	その他の制限	日影規制 (高さ 10m を超える建築物/4.0m/5時間/3時間)					
		宅地造成等工事規制区域 (全市域)					
		景観計画 (全市域)、建築物再生可能エネルギー利用促進区域 (全市域)					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状 況			事 業 所 等	
	電 気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	可	北西側前面道路配管 150mm			横浜水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
	下水道	可	北西側前面道路配管 (合流 300mm)			横浜市港北区港北土木事務所 045-531-7361	
	都市ガス	可	北西側前面道路配管 (低圧 75mm)			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公 共 施 設 等	港北区役所		横浜市立高田東小学校		横浜市立高田中学校		
	物件の南方 約 3.6km		物件の北東方 約 0.7km		物件の北方 約 0.9km		
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件の北西側市道は、都市計画道路宮内新横浜線の整備に伴う側道であり、道路区域は宮内新横浜線の側道を含めて約 36.0m となっています。 ・本物件は北西側で幅員約 7.0m の舗装市道に接道する長方形の一方路地です。敷地内はアスファルト舗装されており、また敷地内は概ね平坦です。 ・本物件の敷地内北側に電柱 1 本及び支線 1 条が設置されています。撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の南東側ブロックは境界線上に築造されています。このブロックの撤去・移転等については横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の北東方約 20m 付近に作業所があるため、風向き等の気象条件によっては作業や車両の出入り等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の南西方約 70m 付近に「早渕川」があるため、気候及び川の流水状況等によっては臭気等が生じる場合があります。 ・本物件の東方約 50m 付近に東京電力パワーグリッド(株)の変電所があります。 ・本物件周辺に複数の保育園があります。風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、園児の歓声や園内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南西方約 150m 付近に「新吉田町公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内に一部ブロック塀による囲いがされています。この囲いは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
	「売払物件について」も必ず御確認ください。						
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)					

案 内 図



現 況 図



物件調書

物件番号 2866				最低売却価格		6,635万円			
所在地		横浜市栄区笠間二丁目 8 7 3 番 4							
住居表示		横浜市栄区笠間二丁目 9 番街区							
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積			
		8 7 3 番 4		宅地	3 0 2 . 3 9㎡	－			
		合計（1筆）		※ 1	3 0 2 . 3 9㎡	－			
道路と敷地の関係		北東側で幅員約 5 . 0 mの舗装市道、北西側で幅員約 5 . 0 mの舗装市道（建築基準法第42条1項道路）に接道							
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第 2 種中高層住居専用地域		
		建ぺい率		6 0 %	容積率	1 5 0 %	高度地区	第 3 種高度地区	
		外壁後退距離		－	敷地面積最低限度	－	防火・準防火地域等	準防火地域	
		日影規制（高さ10mを超える建築物/4.0m/3時間/2時間）							
	その他の制限	宅地造成工事規制区域（旧宅地造成等規制法）、宅地造成等工事規制区域（全市域）							
		駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）							
		景観計画（全市域）、緑化地域（都市緑地法）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）							
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	－			
供給処理 施設の状況		施設の種類の		状況			事業所等		
		電気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
		上水道	有※2	北東側前面道路配管50mm・敷地内引込25mm 北西側前面道路配管50mm・敷地内引込25mm			横浜水道局給水工事受付センター 045-489-3085		
		下水道	有※3	北東側前面道路（雨水250mm・汚水250mm） 北西側前面道路（雨水250mm・汚水250mm） 敷地内に下水マス設置済（分流）			横浜市栄区栄土木事務所 045-895-1411		
		都市ガス	有※4	北東側前面道路配管（低圧50mm）・敷地内引込25mm 北西側前面道路配管（低圧50mm）・敷地内引込25mm			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211		
公共施設等		栄区役所			横浜市立笠間小学校		横浜市立西本郷中学校		
		物件の北東方 約1.7km			物件の北西方 約0.6km		物件の北東方 約0.8km		
留意事項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 水道局の図面上は敷地内に引込（敷設S61.7）がありますが、現地調査においては北西側前面道路配管からの引込位置については確認できておりません。 ※3 本物件の北東側階段上付近に下水道図面に記載されていない下水マス（分流）が設置されています。 ※4 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ・本物件は周辺一帯の開発許可（許可番号：第62開1504号、許可年月日：昭和62年8月14日、検査済証交付年月日：昭和62年9月21日、完了公告年月日：平成2年1月13日）及び宅造許可（許可番号：第62規1507号、許可年月日：昭和62年8月14日、検査済証交付年月日：昭和62年9月21日）を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は北東側で幅員約5.0mの舗装市道、北西側で幅員約5.0mの舗装市道に接道する北部分が隅切りされたほぼ台形の準角地です。 ・本物件は北東側道路より約0.5～2.0m、北西側道路より約2.0～2.3m、南西側隣接地より約1.9から2.3m高くなっており、それぞれ擁壁が築造されています。 ・本物件の敷地内はおおむね平坦ですが、敷地内の北東側及び北西側に階段が設置されています。 ・本物件の敷地内のうち北東側道路沿いの東端にコンクリートブロック及びプランター等があります。当該残置物の処理について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の敷地内のうち北西側道路沿いの南西端に南西側隣接地の工作物が設置されています。これについて、隣接地権者との間で取り交わした「確認書」がありますので、その地位の承継をしていただきます（売買契約に明記）。詳細については、ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。 ・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の経年劣化による影響については確認しておりません。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市は対応いたしません。 ・本物件の北西側道路向かいが消防団器具置場となっているため、車両の入出庫や器具の取り出しに伴う騒音等が発生する可能性があります。 ・本物件の南西方約70m付近に「笠間岩井口第二公園」、北東方約160m付近に「笠間中央公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。							
		「売却物件について」も必ず御確認ください。							
		本物件の売払人（連絡先）		横浜市（財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264）					

物件調書

物件番号 2867				最低売却価格		4,787万円	
所在地		横浜市栄区笠間二丁目875番10					
住居表示		横浜市栄区笠間二丁目9番街区					
内訳、面積	地番		地目	公簿面積		現況測量面積	
	875番10		宅地	189.95㎡		－	
	合計（1筆）		※1	189.95㎡		－	
道路と敷地の関係		南東で幅員約6.5mの舗装市道、北東側で幅員約5.5mの舗装市道（共に建築基準法第42条1項1号道路）に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第2種中高層住居専用地域
		建ぺい率	60%	容積率	150%	高度地区	第3種高度地区
		外壁後退距離	－	敷地面積最低限度	－	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制（高さ10mを超える建築物/4.0m/3時間/2時間）					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域（旧宅地造成等規制法）、宅地造成等工事規制区域（全市域）					
		駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）、周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）※2					
景観計画（全市域）、緑化地域（都市緑地法）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）							
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	－		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状 況			事業所等	
	電気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有※3	南東側前面道路配管100mm・敷地内引込25mm			横浜水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
	下水道	有	南東側前面道路（雨水300mm・汚水250mm）敷地内に下水マス設置済（分流）			横浜市栄区栄土木事務所 045-895-1411	
	都市ガス	有※4	南東側前面道路配管（低圧50mm）・敷地内引込25mm			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等	栄区役所			横浜市立笠間小学校		横浜市立西本郷中学校	
	物件の北東方 約1.8km			物件の北西方 約0.6km		物件の北東方 約0.9km	
留意事項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
	※1 本物件は公簿面積により売却します。						
	※2 本物件の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地（県管理番号63）内に該当しています。土木工事等を行うにあたっては事前に届出等が必要となります。						
	※3 水道局の図面上は敷地内に引込（敷設S61.7）がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。						
	※4 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。						
	・本物件は周辺一帯の開発許可（許可番号：第62開1504号、許可年月日：昭和62年8月14日、検査済証交付年月日：昭和62年9月21日、完了公告年月日：平成2年1月13日）及び宅造許可（許可番号：第62規1507号、許可年月日：昭和62年8月14日、検査済証交付年月日：昭和62年9月21日）を得て開発・造成された画地です。						
	・本物件は南東側で幅員約6.5mの舗装市道、北東側で幅員約5.5mの舗装市道に接道する東部分が隅切りされた不整形の角地です。本物件は、北東側道路より約1.8～2.0m、南東側道路より約0.5～1.8m低く、南西側隣接地より約0.9m、北西側隣接地より約2.3～4.4m高くなっており、それぞれ擁壁が築造されています。						
	・本物件の南側出入口付近はスロープになっています。なお、本物件の敷地中央部分は、当該スロープ部分を除き概ね平坦です。						
	・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の経年劣化による影響については確認しておりません。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市（売主）は対応いたしません。						
	・本物件の北側隣接地の屋根及び雨樋の一部が本物件の敷地上空で越境しています。これらについて、隣接地権者との間で取り交わした「確認書」がありますので、その地位の承継をしていただきます（売買契約に明記）。買受人には、土地売買契約締結以後に、横浜市（売主）が原本証明した境界確認書写及び現況工作物に関する確認書写をお渡しします。詳細については、ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。また、当該隣接地権者の樹木の枝葉の一部が本物件に越境しています。この件について、横浜市（売主）は対応いたしません。						
	・本物件の敷地内の北端に電柱1本及び支線1条が設置されています。移設・撤去等について、横浜市（売主）は対応いたしません。						
	・本物件の北側隣接地から本物件の敷地内の電柱に延びる電線、及び本物件の南東側道路沿いの電柱間に延びる電線がそれぞれ敷地内上空部分で越境しています。移設・撤去等について、横浜市（売主）は対応いたしません。						
	・本物件の敷地内にプランター、利用されていないフェンスの支柱等があります。当該残置物の処理について、横浜市（売主）は対応いたしません。						
	・本物件の南方約30m付近に「笠間岩井口第二公園」、北東方約200m付近に「笠間中央公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。						
	・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。						
・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。							
「売払物件について」も必ず御確認ください。							
本物件の売払人（連絡先）		横浜市（財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264）					

「売払物件について」も必ず御確認ください。

物件調書

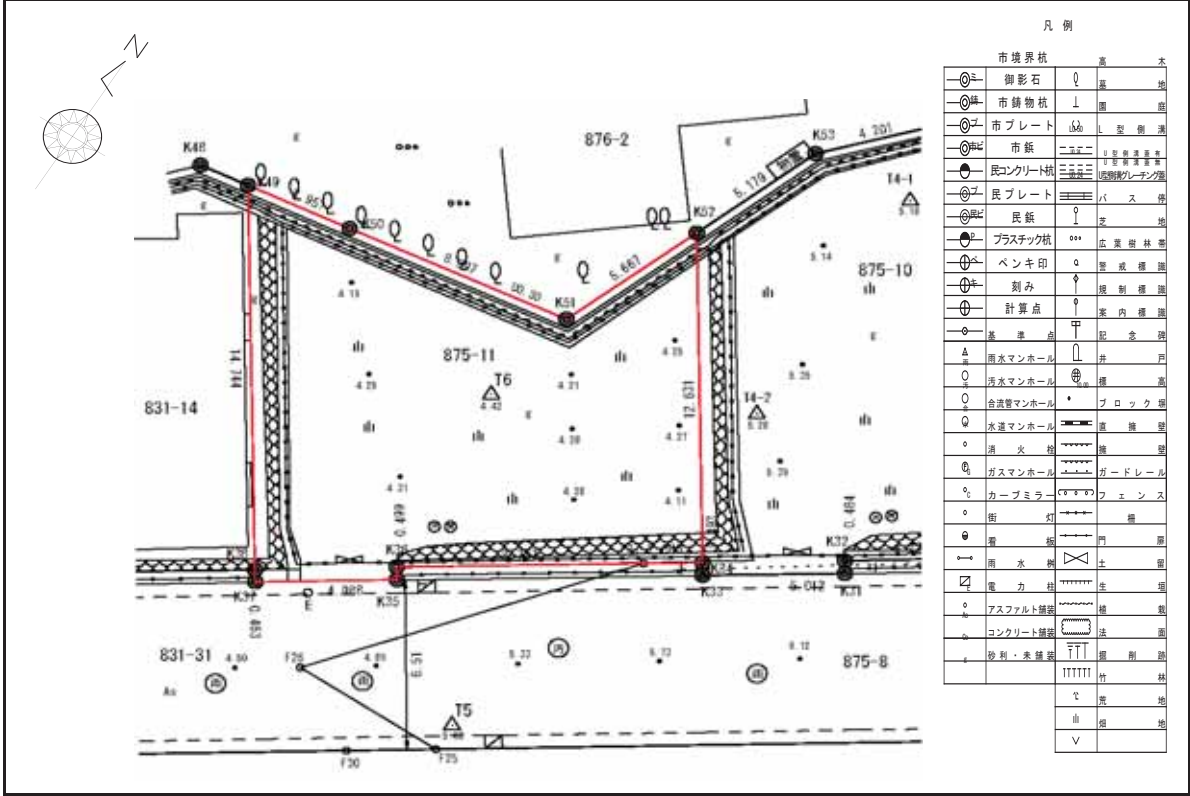
物件番号 2868				最低売却価格		4,611万円	
所在地		横浜市栄区笠間二丁目875番11					
住居表示		横浜市栄区笠間二丁目9番街区					
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積	
		875番11		宅地	187.89㎡	—	
		合計（1筆）		※1	187.89㎡	—	
道路と敷地の関係		南東で幅員約6.5mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号道路）に接道					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第2種中高層住居専用地域
		建ぺい率	60%	容積率	150%	高度地区	第3種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	—	防火・準防火地域等	準防火地域
		日影規制（高さ10mを超える建築物/4.0m/3時間/2時間）					
	その他の制限	宅地造成工事規制区域（旧宅地造成等規制法）、宅地造成等工事規制区域（全市域）					
		駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）、周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）※2					
景観計画（全市域）、緑化地域（都市緑地法）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）							
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況		施設の種類		状況		事業所等	
		電気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
		上水道	有※3	南東側前面道路配管100mm・敷地内引込25mm		横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
		下水道	有	南東側前面道路（雨水300mm・汚水250mm）敷地内に下水マス設置済（分流）		横浜市栄区栄土木事務所 045-895-1411	
		都市ガス	有※4	南東側前面道路配管（低圧50mm）・敷地内引込25mm		東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等		栄区役所		横浜市立笠間小学校		横浜市立西本郷中学校	
		物件の北東方 約1.8km		物件の北西方 約0.6km		物件の北東方 約0.9km	
留意事項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 本物件の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地（県管理番号63）内に該当しています。土木工事等を行うにあたっては事前に届出等が必要となります。 ※3 水道局の図面上は敷地内に引込（敷設S61.7）がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ※4 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ・本物件は周辺一帯の開発許可（許可番号：第62開1504号、許可年月日：昭和62年8月14日、検査済証交付年月日：昭和62年9月21日、完了公告年月日：平成2年1月13日）及び宅造許可（許可番号：第62規1507号、許可年月日：昭和62年8月14日、検査済証交付年月日：昭和62年9月21日）を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は南東側で幅員約6.5mの舗装市道に接道する不整形の一方路地（中間画地）です。 本物件は、南西側道路より約0～1.6m低く、南西隣接地より約1.2～1.5m、北西側隣接地より約2.3m～4.4m高く、北東側隣接地より約0.9m低くなっており、それぞれ擁壁が築造されています。 ・本物件の南側出入口付近はスロープになっています。なお、本物件の敷地中央部分は、当該スロープ部分を除き概ね平坦です。 ・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の経年劣化による影響については確認しておりません。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の敷地内にフェンスの支柱等があります。当該残置物の処理について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の敷地内の南西側に南西側隣接地の砂利が敷き詰められています。また、本物件の敷地内の南西側に南西側隣接地の脚立が置かれています。隣接地権者との協議等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の南西側隣接地から本物件の南東側道路沿いの電柱に延びる電線及び本物件の南東側道路沿いの電柱間に延びる電線がそれぞれ敷地内上空部分で越境しています。移設・撤去等について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の南方約30m付近に「笠間岩井口第二公園」、北東方約200m付近に「笠間中央公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。					
		「売払物件について」も必ず御確認ください。					
本物件の売払人（連絡先）				横浜市（財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264）			

案内図



交通機関	J R 東海道本線・横須賀線・根岸線「大船」駅 徒歩9分
------	------------------------------

現況図



物 件 調 書

物件番号 2869				最低売却価格		5,345万円		
所 在 地		横浜市栄区笠間二丁目 8 7 5 番 1 4						
住 居 表 示		横浜市栄区笠間二丁目 9 番街区						
内訳、面積		地 番		地 目	公 簿 面 積		現 況 測 量 面 積	
		8 7 5 番 1 4		宅 地	1 8 3 . 2 2 m ²		—	
		合計（1筆）		※1	1 8 3 . 2 2 m ²		—	
道路と敷地の関係		南東側で幅員約 5 . 0 m の舗装市道（建築基準法42条1項道路）に接道						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都 市 計 画 区 域		市街化区域		用 途 地 域	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	
		建 ぺ い 率		6 0 %		容 積 率	1 5 0 %	
		外壁後退距離		—		敷地面積最低限度	—	
						防火・準防火地域等	準防火地域	
	日影規制（高さ10mを超える建築物/4.0m/3時間/2時間）							
	その他の制限	宅地造成工事規制区域（旧宅地造成等規制法）、宅地造成等工事規制区域（全市域）						
駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）								
景観計画（全市域）、緑化地域（都市緑地法）、建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）								
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無		負担等の内容		—
供 給 処 理 施 設 の 状 況		施設の種類の		状 況			事 業 所 等	
		電 気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
		上水道	有※2	南東側前面道路配管50mm・敷地内引込25mm			横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
		下水道	有	南東側前面道路（雨水250mm・汚水250mm）敷地内に下水マス設置済（分流）			横浜市栄区栄土木事務所 045-895-1411	
		都市ガス	有※3	南東側前面道路配管（低圧50mm）・敷地内引込25mm			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公 共 施 設 等		栄区役所			横浜市立笠間小学校		横浜市立西本郷中学校	
		物件の北東方 約1.7km			物件の北西方 約0.5km		物件の北東方 約0.8km	
留 意 事 項		本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」(P26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。						
		※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 水道局の図面上は敷地内に引込（敷設S61.7）がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ※3 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ・本物件は周辺一帯の開発許可（許可番号：第62開1504号、許可年月日：昭和62年8月14日、検査済証交付年月日：昭和62年9月21日、完了公告年月日：平成2年1月13日）及び宅造許可（許可番号：第62規1507号、許可年月日：昭和62年8月14日、検査済証交付年月日：昭和62年9月21日）を得て開発・造成された画地です。 ・本物件は南東側で幅員約5.0mの舗装市道に接道する不整形の一方路地（中間画地）です。 本物件は、南西側道路より約0～0.5m低く、北西隣接地より約2.0m高くなっており、それぞれ擁壁が築造されています。 ・本物件の南側出入口付近はスロープになっています。なお、本物件の敷地中央部分は、当該スロープ部分を除き概ね平坦です。 ・本物件の敷地内及び周辺に設置されている擁壁等（付帯する水抜き穴等を含む）の経年劣化による影響については確認しておりません。これらの構造物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の南西側隣接地との境界付近に置かれている南西側隣接地のコンクリートブロックの一部が本物件の敷地内に越境しています。これについて、隣接地権者との間で取り交わした「確認書」がありますので、その地位の承継をしていただきます（売買契約に明記）。詳細については、ファシリティマネジメント推進課にお問い合わせください。また、南西側隣接地内で組まれている鉄パイプの一部が本物件の敷地内の北西端付近で越境しています。隣接地権者との協議等については横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の敷地内の東端に電柱1本が設置されており、当該電柱に延びる電線が敷地内上空で越境しています。移設・撤去等について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の北東側隣接地は消防団器具置場となっているため、車両の入出庫や器具の取り出しに伴う騒音等が発生する可能性があります。 ・本物件の南西方約70m付近に「笠間岩井口第二公園」、北東方約180m付近に「笠間中央公園」があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、児童の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の敷地内に管理フェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。						
「売払物件について」も必ず御確認ください。								
本物件の売払人（連絡先）		横浜市（財政局 ファシリティマネジメント推進課 045－671－2264）						

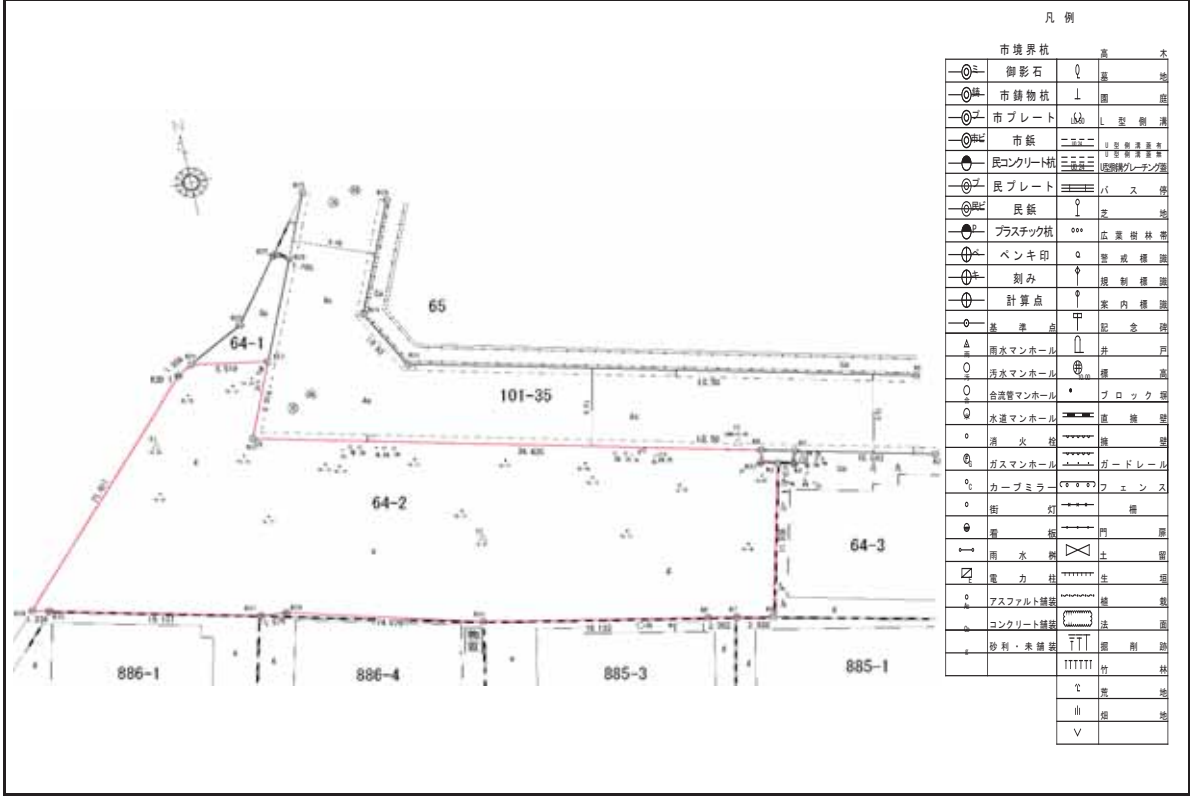
物件調書

物件番号 2870				最低売却価格		13,002万円	
所在地		横浜市泉区ゆめが丘64番2					
住居表示		—					
内訳、面積		地番		地目	公簿面積	現況測量面積	
		64番2		宅地	708.53㎡	—	
		合計(1筆)		※1	708.53㎡	—	
道路と敷地の関係		北側で幅員約6.0mの舗装区画道路、北西部の一部の東側で幅員約6.0mの舗装区画道路に接道※2					
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域		市街化区域		用途地域	第1種住居地域
		建ぺい率	60%	容積率	200%	高度地区	第4種高度地区
		外壁後退距離	—	敷地面積最低限度	125㎡	防火・準防火地域等	準防火地域
	その他の制限	日影規制(高さ10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間)					
		宅地造成等工事規制区域(全市域)、泉ゆめが丘地区地区計画(D-2地区)※3					
		駐車場条例の附置義務区域(周辺地区)					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況	施設の種類		状況			事業所等	
	電気	可	地上配線			東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001	
	上水道	有※4	北側前面道路配管100mm・敷地内引込25mm 北西部分接道の前面道路配管100mm・敷地内引込25mm			横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085	
	下水道	有	北側前面道路(雨水400mm・汚水250mm) 北西部分接道の前面道路(雨水400mm・汚水250mm) 敷地内に下水マス設置済(分流)			泉ゆめが丘土地区画整理組合 045-800-5722	
	都市ガス	有※5	北側前面道路配管(低圧50mm)・敷地内引込30mm 北西部分接道の前面道路配管(低圧75mm)・敷地内引込30mm			東京ガス㈱お客様センター 0570-002211	
公共施設等		泉区役所		横浜市立中和田南小学校		横浜市立泉が丘中学校	
		物件の北方 約1.8km		物件の南方 約0.5km		物件の東方 約0.9km	
本物件は現況での引渡しとなります。 「売却物件について」(P26)は売払いの条件となりますので、必ずお読みください。また、事前に現地を十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物(土地に定着する人工物等)、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市(売主)は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市(売主)は対応いたしませんので、事前に十分御確認ください。特に、個人の方が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加ください。 ※1 本物件は公簿面積により売却します。 ※2 当該道路は土地区画整理事業により整備された区画道路であり、現在は泉ゆめが丘土地区画整理組合が管理しています。 ※3 本物件は「泉ゆめが丘地区地区計画(D-2地区)」区域内に位置しています。同地区計画により、建築物の用途の制限のほか敷地面積の最低限度(125㎡以上)、壁面の位置、建築物の高さの最高限度等について基準が定められています。詳細については横浜市都市整備局地域まちづくり課(045-671-2667)にご確認ください。 ※4 水道局の図面上は敷地内に引込(敷設R2.3)がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ※5 東京ガス㈱の図面上は敷地内に引込がありますが、現地調査においては引込位置を確認できておりません。 ・本物件は周辺一帯の土地区画整理事業の認可(施行主体:泉ゆめが丘土地区画整理組合、認可年月日:平成26年8月15日、換地処分公告年月日:令和6年9月1日)を得て整備された画地です。 ・本物件は北側で幅員約6.0mの舗装区画道路、北西部の一部の東側で幅員約6.0mの舗装区画道路に接道する不整形の一方路地(中間画地)です。 ・本物件の東側隣接地(地番64番3)内に高さ約0.7mの擁壁が設置され、本物件の敷地内の東側部分は東側隣接地よりも約0～0.7m高くなっています。なお、本物件の敷地内は概ね平坦ですが、本物件の敷地内の北側道路沿い付近は北向きに傾斜しています。 ・本物件の敷地内の北側道路沿い電柱2本が設置されています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の敷地内の電柱間に延びる電線が敷地内上空部分で越境しています。移設・撤去等について、横浜市(売主)は対応いたしません。 ・本物件の東側隣接地及び北西部分接道の道路沿いにごみ収集所があります。 ・本物件の北側道路向かいに調整池(ゆめが丘3号雨水調整池)があります。 ・本物件の北方約70m付近に横浜市営地下鉄ブルーラインの軌道開口部があるため、風向き等の気象条件によっては車両の通過等による騒音・振動等が生じる場合があります。 ・本物件の南方約110m付近に幼稚園・保育園があるため、風向き等の気象条件によっては砂埃が舞い、園児の歓声や園内放送等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北側前面道路にある木杭とネットは境界を明示したものではありません。境界は現況図等でご確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地にて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることをご了承ください。 ・本物件は「泉ゆめが丘地区まちづくりガイドライン」の対象範囲に含まれています。詳細についてはゆめが丘エリアマネジメント協議会(https://www.yumegaoka-areamanagement.jp/townrule/)にご確認下さい。							
「売却物件について」も必ず御確認ください。							
本物件の売払人(連絡先)		横浜市(財政局 ファシリティマネジメント推進課 045-671-2264)					

案内図



現況図



物件調書

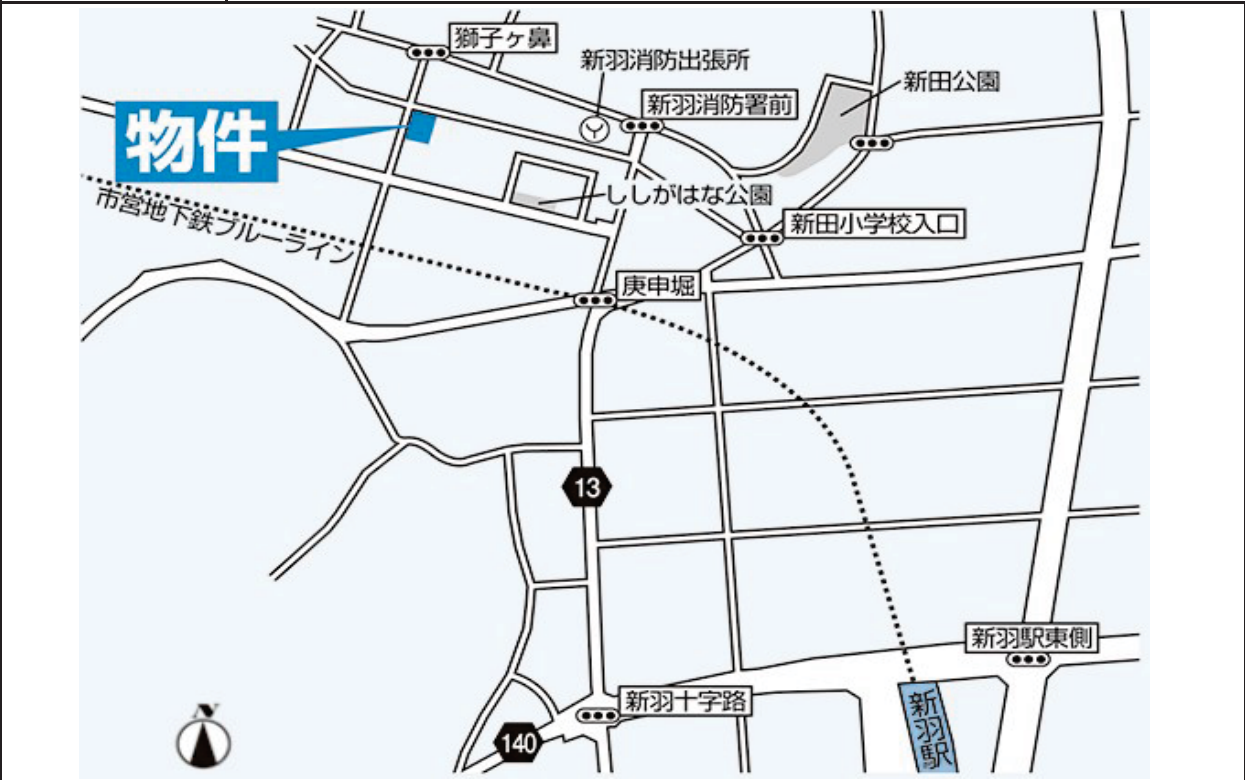
物件番号 2871				最低売却価格		4,431万円		
所在地		横浜市港北区新羽町字北上耕地 2 3 7 5 番 4						
住居表示		—						
内訳、面積		地番		地目	公簿面積		地積測量図面積	
		2 3 7 5 番 4		水道用地	4 5 0 . 0 0 m ²		4 5 0 . 8 8 m ²	
		合計（1筆）		※ 1	4 5 0 . 0 0 m ²		4 5 0 . 8 8 m ²	
道路と敷地の関係		西側で幅員約 4 . 5 m の舗装市道（法第 42 条第 1 項第 1 号道路）に接面 北側で緑道に接面していますが、当該緑道は、建築基準法道路ではなく、また、認定路線でもありません。						
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法 ※ 2	都市計画区域		市街化区域		用途地域	準工業地域	
		建ぺい率		6 0 %		容積率	2 0 0 %	
		外壁後退距離		—		敷地面積最低限度	—	
						防火・準防火地域等	準防火地域	
	日影規制（高さが 1 0 m を超える建築物 / 4 . 0 m / 5 時間 / 3 時間）							
	その他の制限	宅地造成等工事規制区域（宅地造成等規制法）、駐車場条例の附置義務区域（周辺地区）						
景観地域（全市域）								
建築物再生可能エネルギー利用促進区域（全市域）								
私道の負担等に関する事項		負担等の有無		無	負担等の内容	—		
供給処理 施設の状況 ※ 3		施設の種類		状況		事業所等		
		電気	可	地上配線		東京電力エナジーパートナー(株) 0120-995-001		
		上水道 ※ 4	無	前面道路には分岐可能な管が埋設されていません。		横浜市水道局給水工事受付センター 045-489-3085		
		下水道 ※ 5 ※ 6	無	前面道路には本管が埋設されていません。		横浜市港北区港北土木事務所 045-531-7361		
		都市ガス ※ 7	無	前面道路には本管が埋設されていません。		東京ガスネットワーク（お客さま窓口） 0570-02-3388 / 03-6627-6257		
公共施設等		港北区役所		横浜市立新田小学校		横浜市立新羽中学校		
		物件の南東方 約 3 . 2 k m		物件の北東方 約 0 . 4 k m		物件の南方 約 1 . 5 k m		
留 意 事 項	本物件は現況での引渡しとなります。 「売払物件について」（P. 26）を事前に十分に御確認のうえ、入札に御参加ください。 本物件敷地内外に位置する工作物（土地に定着する人工物等）、供給処理施設等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定、残置物の処分等の費用負担、隣接地権者等との協議については、横浜市（売主）は対応いたしません。また、近隣、隣接地の既存の建物、工作物、擁壁等の状況についても横浜市（売主）は対応しませんので、事前に十分御確認下さい。特に、個人が住宅等の建築目的で入札に参加される場合、事前に十分な調査のうえ入札に御参加下さい。 ※ 1 本物件は地積測量図面積により売却します。 ※ 2 本物件は、平成 30 年 3 月 15 日告示により、区域区分が市街化調整区域から市街化区域に、用途地域が無指定から準工業地域（容積率 200%、建ぺい率 60%）に、高度地区（最高限）が無指定から第 5 種に、防火地域及び準防火地域の別が無指定から準防火地域に、それぞれ変更になりました。 ※ 3 詳細については、それぞれの設置者及び管理者へお問い合わせいただき、利用計画（工期・工事費用負担等）に支障がないようあらかじめ十分に、相談・協議を行ってください。受給等に必要な施設や工事については、買受人で手続き、費用負担を行ってください。受給等に必要施設や工事に関する一切の必要な措置（整備、補修、修繕、改修、撤去、再整備、移設、協議等）及び費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ※ 4 前面道路には分岐可能な管が埋設されていません。近隣の本管から延長して引き込む場合には別途費用負担が発生します。詳細については、横浜市水道局給水工事受付センター（045-489-3085）にお問い合わせください。 ※ 5 前面道路には本管が埋設されていません。近隣の本管から延長して引き込む場合には別途費用負担が発生します。詳細については、横浜市港北区港北土木事務所下水道・公園係（045-531-7361）にお問い合わせください。 ※ 6 本物件、前面道路及び北側のせせらぎ緑道は、「公共下水道供用開始区域図」における処理区域（下水道が整備され、下水を水再生センターで処理できるようになった地域）として公示された区域ではありません。処理区域とするには、下水道の告示行為の意見書申請、排水設備計画確認申請、下水道施設築造工事等承認申請の協議を得て、合流地区として、南にある下水道の合流管へ接続する必要があり、横浜市港北区港北土木事務所下水道・公園係への協議・申請が必要で、相応の調整期間を要します。詳細については、横浜市港北区港北土木事務所下水道・公園係（045-531-7361）にお問い合わせください。 ※ 7 前面道路には本管が埋設されていません。近隣の本管から延長して引き込む場合には別途費用負担が発生する場合があります。詳細については、東京ガスネットワーク（お客さま窓口）（0570-02-3388 / 03-6627-6257）にお問い合わせください。 ・本物件は、存置物撤去条件付きとなります。（市有財産売買契約書（港北区新羽町）もご参照ください。） ・本物件には、昭和 54 年に建物（重量鉄骨造、平屋建）を竣工し、横浜市（売主）がポンプ場用地等として活用してきましたが、令和 6 年度に主に建物地上部を解体撤去し、現在は、存置物として、流入管、流出管、地下杭、雨水排水設備等が存しています。なお、本物件調書において、存置物とは、要撤去存置物（後述）及び継続存置物（後述）のことをいいます。 ・本市ホームページに、提供資料として、設計図、竣工図等に基づき作成した「存置物図面等」を掲載しています。入札参加を検討される際は、必ず事前に御確認ください。「存置物図面等」は、物件購入を検討いただくための参考資料です。現状と「存置物図面等」（存置物の位置、寸法、地盤状況、液体の滞留、地下水状況等の掲載内容全て）が相違している場合は、現状が優先されます。当該相違により生じる一切の措置及び費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。 （次ページに続く）							
	「売払物件について」も必ず御確認ください。							
	本物件の売払人（連絡先）				横浜市（水道局資産活用課 045-671-3658）			

留意事項（続き）	・買受人は、所有権移転の日から原則として12か月以内に、「存置物図面等」に記載の存置物のうち「要撤去存置物」（流入管・流出管等）について、自己の責任と負担で全て撤去するものとします。ただし、次の①～③全てに該当するときは、要撤去存置物のうち横浜市（売主）が承認した部分について、存置することができるものとし、当該部分は、「存置物図面等」における「継続存置物」（後述）と同様に取り扱うものとします。 ①撤去することにより、本物件又は隣接物件の地盤の健全性・安定性が維持できなくなる部分又は隣接物件に越境しておりかつ隣接物件地権者と撤去に関する調整がつかない部分であって、詳細な理由を付した書面が買受人より横浜市（売主）に提示されていること。 ②前記①の書面について、横浜市（売主）の書面による承認が得られていること。 ③前面道路への越境物でないこと。（※） （※）前面道路への越境物については、横浜市港北区港北土木事務所（道路管理者。045-531-7361）と協議して、原則として、速やかに買受人の責任と負担で全て撤去していただくことがあります。 ・要撤去存置物は次の①～③のとおりです。①の一部は地上部分に出ていますが、他は地中に存しています。なお、カッコ内のページ数は、「存置物図面等」のページ数です。 ①流入管・流出管等（弁室、流量計室、防護工作物等を含む。越境部分を含む。管や室の内部に存置物、液体等がある場合はそれらを含む。基礎（捨コンクリート、割栗石等。後述の継続存置物⑥）、流量計室等を支える地下杭8本（後述の継続存置物③）は除く。なお、弁室、防護工作物の設計図面・しゅん工図面はありません。）（P.1～P.16） ②鋼矢板・軽量鋼矢板（既に一部又は全部が撤去済みである可能性がありますが、存置している場合は買受人で撤去してください。また、「存置物図面等」P.5～P.15の図面、写真の内容から、前面道路との境界付近の軽量鋼矢板は既に撤去済みである可能性がありますが、存置及び前面道路下への越境が確認された場合は、買受人は、周辺の地盤及び前面道路下の既設管に支障がないよう地権者等と協議し、撤去範囲を設定のうえ、越境部分も含め撤去してください。（P.3） ③前面道路下への敷地内工作物・基礎の越境部分（要撤去存置物の撤去時に確認されたもの） ・前面道路に埋設されている既設水道管と要撤去存置物（流入管・流出管等）とは、令和2年度流入管・流出管の一部撤去工事（「存置物図面等」P.11～15）により、本物件境界付近の管の一部を撤去することにより、現在は接続されていません。 ・要撤去存置物の中には、前面道路に越境しているもの及び南側隣接地に越境している可能性のあるものがありますが、越境部分についても、引渡し及び解体撤去の対象となります。これらについて、隣接地権者との間に一切の書面は取り交わしていません。 ・要撤去存置物のうち、流量計室内には液体の滞留が確認されています（「存置物図面等」P.16に写真を掲載していますので御確認ください。）。 横浜市（売主）は、液体の性質や、沈殿物の有無の確認は行っておりません。また、弁室等、その他の存置物の内部について、横浜市（売主）は確認していません。買受人は、流量計室、弁室等、要撤去存置物の内部に存する全てのものについても、要撤去存置物として取り扱うものとします。 ・引渡し以後は、越境部分も含め、要撤去存置物の管理責任は買受人にあるものとしますので、十分な注意をもって管理・解体撤去を行ってください。買受人は、要撤去存置物に関して、横浜市（売主）に対し、名目の如何を問わず一切の請求を行わないものとします。 ・買受人は、要撤去存置物の撤去工事の概要、計画等について、事前に隣接地権者、近隣住民等へ説明を行ってください。 ・買受人は、要撤去存置物の撤去に伴い、第三者から苦情や異議申立てがあったときは、買受人の責任をもって解決するとともに、第三者に危害や損害を与えた場合は、その責めを負うものとします。 ・継続存置物は次のとおりです。継続存置物は、撤去は必須ではなく、また、撤去する場合は隣接地等の地権者等との調整が必要となるものも含まれています。なお、カッコ内のページ数は、「存置物図面等」のページ数です。 ①雨水排水設備（雨水枡、雨水管等。隣接地との接続有。）（P.1、P.18） ②建物地下杭41本（本数は、昭和53年度ポンプ場新築工事設計図に記載の数です。）（P.17） ③流量計室等を支える地下杭8本（本数は、昭和53年度ポンプ場新築工事設計図に記載の数です。）（P.17） ④フェンス（本物件東側、南側及び北側。土台、基礎を含む。） ⑤松（横）矢板、松丸太、腹起し（P.18に、昭和53年ポンプ場新築工事設計図に記載の位置図及び仕様を掲載しています。現状、地上部分はコンクリートブロック等となっています。） ⑥要撤去存置物①（流入管・流出管等）の基礎（前面道路下の越境部分は要撤去存置物となります。） ⑦「存置物図面等」に記載されているその他の工作物（要撤去存置物①～③、継続存置物①～⑥以外の工作物です。） ・本物件東側を、雨水排水設備（継続存置物①）が南北に貫通しており、南側で隣接地からの雨水管と接続し、北側で、せせらぎ緑道の暗渠に接続しています。本物件内の雨水排水設備の概要は、「存置物図面等」のとおりですが、本物件外の雨水排水設備の一切（管路、構造、管理状況等）について、横浜市（売主）は把握していません。また、本物件外に存する雨水排水設備の所有者又は雨水排水設備が接続している土地の所有者（以下「雨水排水設備所有者等」といいます。）との間に、雨水排水設備に関しての一切の書面は取り交わしていません。 ・本物件の東側のフェンス及びフェンス土台の一部（継続存置物④）が東側隣接地内に位置しています。これについて、隣接地権者との間に一切の書面は取り交わしていません。 ・本物件の南側のフェンス及びフェンス土台の一部（継続存置物④）が南側及び東側隣接地内に位置しています。これについて、隣接地権者との間に一切の書面は取り交わしていません。 ・本物件の北側のフェンス及びフェンス土台の一部（継続存置物④）が北側隣接地内に位置している可能性があります。これについて、隣接地権者との間に一切の書面は取り交わしていません。なお、北側隣接地（水路・せせらぎ緑道）にフェンス及びフェンス土台の一部が境界から越境していた場合には、横浜市港北区港北土木事務所（045-531-7361）と協議の上、フェンス及びフェンス土台が撤去していただくこともあります。 ・継続存置物⑤（松（横）矢板、松丸太、腹起し）は、地中で南側及び東側隣接地に越境している可能性があります。これについて、隣接地権者との間に一切の書面は取り交わしていません。 ・引渡し以後は、越境部分も含め、継続存置物の管理責任は買受人にあるものとしますので、十分な注意をもって管理を行ってください。買受人は、継続存置物に関して、横浜市（売主）に対し、名目の如何を問わず一切の請求を行わないものとします。 ・買受人は、継続存置物を撤去する場合、撤去工事の概要、計画等について、事前に隣接地権者、近隣住民等へ説明を行ってください。 ・買受人は、継続存置物に関する一切（撤去する場合は、撤去を含む。）について、第三者（雨水排水設備所有者等を含む）から苦情や異議申立てがあったときは、買受人の責任をもって解決するとともに、第三者（雨水排水設備所有者等を含む）に危害や損害を与えた場合は、その責めを負うものとします。 ・買受人は、本物件の所有権を第三者に移転する場合は、移転時に存置している継続存置物の管理に関する一切の責任について、当該第三者に承継するものとします。 ・要撤去存置物の解体撤去費用相当額及び継続存置物の存置により本物件が受ける土地利用の制限に伴う減価分については、最低売却価格に反映されています。 ・横浜市（売主）の取得以前の土地利用の地歴調査を行いました。が、建物の建築された地歴は確認できませんでした。「存置物図面等」記載の存置物以外の地下埋設物（以下「地下埋設物」といいます。）について、横浜市（売主）は、ないものと認識していますが、今後掘削等により買受人が発見した場合は、買受人の責任と負担で撤去してください。買受人は、地下埋設物に関して、名目の如何を問わず、横浜市（売主）に対し一切の請求をしないものとします。 ・横浜市（売主）は、存置物及び地下埋設物に関する一切について、契約不適合責任を負いません。 （次ページに続く）
	「売払物件について」も必ず御確認ください。

本物件の売払人（連絡先）	横浜市（水道局資産活用課 045-671-3658）
--------------	----------------------------

留意事項（続き）	・土地利用の地歴調査の結果、土壤汚染のおそれがある地歴は確認できませんでした。本物件について、指定調査機関による土壤汚染状況調査は行っていません。 ・本物件の土壤が、土壤汚染対策法の土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある場合及び土砂搬出先の受け入れ基準を超過した場合であっても、名目の如何を問わず、買受人は、横浜市（売主）に対し一切の請求をしないものとします。土壤に関する一切について、横浜市（売主）は、契約不適合責任を負いません。 ・本物件及び周辺地域の地盤情報について、本市WEBページ「地盤情報の閲覧」にて御確認いただけます。本物件に最も近い地点での土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）の孔内水位は1.5mでした。地盤の改良や補強が必要となった場合であっても、名目の如何を問わず、買受人は、横浜市（売主）に対し一切の請求をしないものとします。また、買受人が必要とする調査を行う場合の費用等は買受人の負担となります。地盤に関する一切について、横浜市（売主）は、契約不適合責任を負いません。 【参考】本市WEBページ「地盤情報の閲覧」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/science/naiyou/chikasui/ground.html ・本物件の直近の測量は、平成21年に実施したものです。本市ホームページに、提供資料として、当時の平面図・求積図を掲載していますので、事前に御確認ください。 ・平成22年に、同21年の前記測量成果に基づき、隣接地権者（港北区新羽町2367番1、同2375番1）と境界確定協議書（協議内容についての第三者への承継条項無し）を取り交わしています。買受人には、土地売買契約締結以後に、横浜市（売主）が原本証明した境界確定協議書写をお渡しします。なお、この境界確定協議書写の隣接地権者承諾印は非開示としますのであらかじめご承知ください。 ・地目は「水道用地」で売却します。地目変更の詳細について、事前に法務局等と十分に調整してください。地目変更に関する一切について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件は北西側で幅員約4.5mの舗装市道（新羽第274号線、建築基準法第42条第1項第1号道路）に0m～0.6m程度高く接面しています。形状は、ほぼ長方形の土地です。 ・本物件は北側でせせらぎ緑道に接しています。このせせらぎ緑道は、建築基準法第42条には該当せず、自動車による通行はできません。また、このせせらぎ緑道は一部が水路となっており、当該水路は本物件北西側及び北側では暗渠、北東側では開渠となっています。気候及び当該水路の流水状況等によっては臭気等が生じる場合があります。 ・本物件の北側隣接地のフェンス及びフェンス土台の一部が本物件内に位置している可能性があります。これについて、隣接地権者との間に一切の書面は取り交わしていません。必要となる一切の措置及び費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の西側道路沿いに電柱2本（北ノ谷448及び北ノ谷449）があり、電柱上部、支持ワイヤー、架線等が本物件上空を通過していますが、移設・撤去等の確認はしていません。これらの上空通過物に関する一切について、名目の如何を問わず、買受人は、横浜市（売主）に対し一切の請求をしないものとします。必要となる一切の措置及び費用負担について、横浜市（売主）は対応いたしません。 ・本物件の北東側近隣に「新田小学校」があります。風向きや気象条件によっては、生徒の歓声、チャイム音等が聞こえる場合があります。 ・本物件の南東側近隣に「ししがはな公園」があります。風向きや気象条件によっては、子供の歓声等が聞こえる場合があります。 ・本物件の北側に駐車場、西側に配送センター等、南側に事業所があるため、風向き等の気象条件によっては作業や車両の出入り等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の東側に製造業の工場があるため、操業時や、風向き等の気象条件によっては作業や機械の作動、車両の出入り等による騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。本物件の入札参加を検討される場合は、必ず操業時の状況を事前にご確認ください。 ・本物件の東側近隣に「港北消防署新羽消防出張所」があるため、消防活動等の際には緊急車両のサイレン等が聞こえる場合があります。 ・本物件の西側近隣及び北東側近隣に田畑があるため、風向き等の気象条件によっては土埃が無い、農機の利用に伴う騒音・振動・排気ガス等が生じる場合があります。 ・本物件の敷地内にフェンスが設置されています。このフェンスは境界を明示したものではありません。境界は現況図等で御確認ください。 ・本物件の周辺環境を現地ににて十分に確認してください。なお、周辺の空地を含め、既存の建付地にも建物が建設される場合もあり、近隣環境が変化する場合があることを御了承ください。
「売払物件について」も必ず御確認ください。 本物件の売払人（連絡先） 横浜市（水道局資産活用課 045－671－3658）	

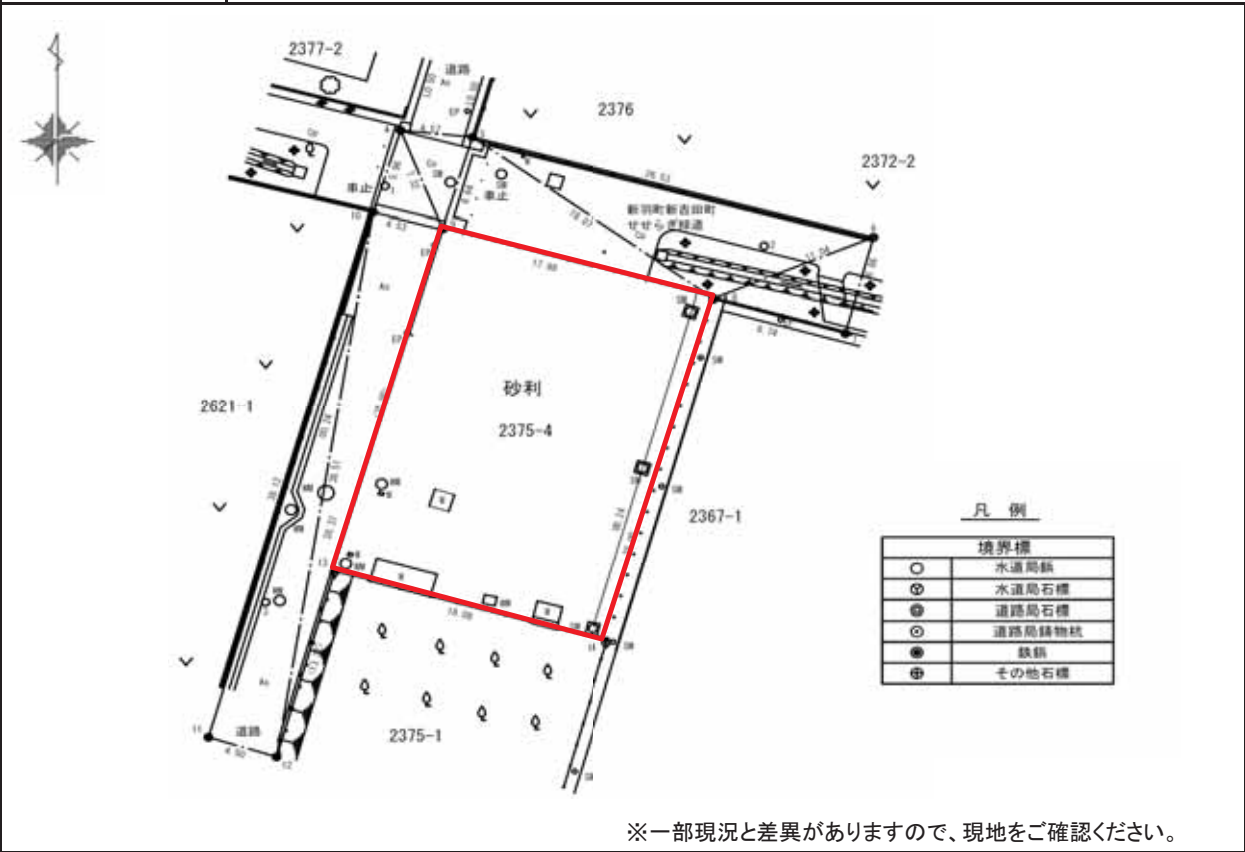
案内図



交通機関

横浜市営地下鉄ブルーライン「新羽」駅 徒歩11分

現況図



物件番号 2872 は売却中止となりました。

物件番号 2872 は売却中止となりました。

物件番号 2873 は売却中止となりました。

物件番号 2873 は売却中止となりました。

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2861 ～ 2864

物件番号2861（鶴見区浜町二丁目9番17）	地域防災拠点：入船小学校（近隣）寛政小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・内水 0.02 ≦ 浸水深（m） < 0.2m ・高潮 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・昭和54年～令和6年 大雨による浸水被害 累計2回		

物件番号2862（鶴見区浜町二丁目9番19）	地域防災拠点：入船小学校（近隣）寛政小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	有
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・内水 0.02 ≦ 浸水深（m） < 0.2m ・高潮 0.5m ≦ 浸水深（m） < 3.0m ・昭和54年～令和6年 大雨による浸水被害 累計2回		

物件番号2863（南区八幡町）	地域防災拠点：平楽中学校（近隣）中村小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 0 ≦ 浸水深（m） < 0.02m ・平成26年 大雨による浸水被害 累計1回（八幡町） ・大雨による浸水被害 なし（平楽）		

物件番号2864（保土ヶ谷区法泉三丁目）	地域防災拠点：初音が丘小学校（近隣）榎太坂小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・内水 0.5 ≦ 浸水深（m） < 1 m ・大雨による浸水被害 なし		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年7月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2865 ～ 2868

物件番号2865（港北区高田東四丁目）	地域防災拠点：高田東小学校（近隣）新吉田第二小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0.5≦浸水深（m）＜3.0m ・内水 0.5≦浸水深（m）＜1.0m ・昭和51年、昭和52、昭和56年、昭和57年、令和6年 大雨による浸水被害 累計5回		

物件番号2866（栄区笠間二丁目873番4）	地域防災拠点：西本郷中学校（近隣）笠間小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		

物件番号2867（栄区笠間二丁目875番10）	地域防災拠点：西本郷中学校（近隣）笠間小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		

物件番号2868（栄区笠間二丁目875番11）	地域防災拠点：西本郷中学校（近隣）笠間小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年7月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2869 ～ 2872

物件番号2869（栄区笠間二丁目875番14）	地域防災拠点：西本郷中学校（近隣）笠間小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成16年 大雨による浸水被害 累計1回		

物件番号2870（泉区ゆめが丘）	地域防災拠点：中和田南小学校（近隣）下和泉小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	無	無	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・平成16年、平成26年 大雨による浸水被害 累計2回		

物件番号2871（港北区新羽町）	地域防災拠点：新田小学校（近隣）新吉田小学校など		
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
	有	有	無
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	・洪水 0.5≦浸水深（m）＜3.0m ・内水 0.2≦浸水深（m）＜0.5m ・昭和50年～昭和52年、昭和56年～昭和58年、昭和60年、平成2年、平成6年、平成16年、平成19年、平成25年、平成26年 大雨による浸水被害 累計13回		

物件番号2872			
水害ハザードマップ 浸水想定区域の該当の有無	洪水	雨水出水（内水）	高潮
水害ハザードマップにおける想定被害及び物件が所在する町における過去の災害履歴（大雨による浸水被害）	売却中止となりました。		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年7月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

売買物件における水防法に基づく水害ハザードマップ及び過去の災害履歴情報（売買物件一覧）

物件番号2873

物件番号2873			
水害ハザードマップ	洪水	雨水出水（内水）	高潮
浸水想定区域の該当の有無			
水害ハザードマップにおける想定被害及び 物件が所在する町における過去の災害履歴 （大雨による浸水被害）	売却中止となりました。		

備考：

・水害ハザードマップは、横浜市行政地図情報提供システムにおける「わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）」の令和7年7月時点の情報です。売買物件が洪水、内水、高潮のいずれかの想定被害区域内に位置する場合、想定被害の浸水深（m）を記載しています。

・物件が所在する町における過去の災害履歴は、横浜市総務局危機管理部緊急対策課がホームページ上で公開している「横浜市の災害（過去の災害履歴）」のうち、大雨による浸水被害が発生した年代と累計の回数を記載しています。（必ずしも当該災害が売買物件所在地において発生したものではありません。）なお、大雨による浸水以外の被害（崖崩れや住居損壊等）については別途御確認ください。

第5号様式（その1）

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔一括払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残 代 金 額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（売買対象面積等）

第8条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の迫完の請求及び損害賠償の請求はできない。

2 前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過し、又は同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損

害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 14 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 15 条 乙は、甲が第 13 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 12 条に定める違約金又は第 15 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 18 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第 19 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 20 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(疑義の決定)

第 21 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 22 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 5 0 番地の 1 0

横 浜 市

契約事務受任者

横浜市財政局長

買 受 人 (乙)

物件明細書

財産の区分	土地			
財産の所在	地目	地積 (㎡)		金額
		公簿	実測	
合 計 (筆)	—			円

第5号様式（その2）

市有財産売買契約書（標準契約書）

〔契約保証金払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙物件明細書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 〔契約保証金額〕 円を
甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を
売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金
を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた
金〔残 代 金 額〕円を、甲の発行する納入通知書により 年 月 日
までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現
金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡した
ものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(売買対象面積等)

第9条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、
別紙物件明細書記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及び、その是
正を請求することができない。

2 乙は、甲が別途交付する物件確認書の記載事項及び内容を了承したうえ、売買物
件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができな
い、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は
除く）があることが判明した場合、引渡しの日から1年間に限り、当該契約不適合
に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求及び損害賠償の請求はで
きない。

2 前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。

3 甲は、前項における代金減額の額が売買代金を超過し、又は同程度である場合は、
本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損
害賠償を請求することができない。

(危険負担と解除)

第11条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当事者双
方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失、き損等し、甲が売
買物件を引渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

2 甲は、前項の場合、本契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合、甲に対し、当該解除を理由と
した損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第12条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務
の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗
営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供
してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に該当する者であったとき、乙が神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わ

なければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は第17条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などを行わなければならない。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第22条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第23条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

年 月 日

売 払 人（甲）横浜市中区本町6丁目50番地の10

横 浜 市

契約事務受任者

横浜市財政局長

買 受 人（乙）

物件明細書

財産の区分	土地			
財産の所在	地目	地積 (㎡)		金額
		公簿	実測	
合計 (筆)	—			円

市有財産売買契約書（港北区新羽町）

〔一括払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙1（物件明細書）のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

2 前項の売買代金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金のうち入札保証金を除いた金〔残 代 金 額〕円を、甲の発行する納入通知書により本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第5条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに売買物件を引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

（売買対象面積等）

第8条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙1記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及びその是正を請求することができない。

2 乙は、別紙2（物件調書）、別紙3（売払い条件）及び別紙4（存置物図面等）の記載事項及び内容を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合）

第9条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く。）があることが判明した場合、引渡しの日から1年以内に甲に書面により通知したものに限り、次のとおり当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求及び損害賠償の請求はできない。

なお、乙は、代金減額の額の決定及びその支払のための予算措置に当たり、相当の時間を要することをあらかじめ承諾するものとする。

- (1) 乙は、当該契約不適合に係る代金減額を請求する場合には、甲の指示に基づき、代金減額の額の算定に必要なとなる挙証資料（契約不適合範囲を特定するための資料、契約不適合の是正内容が確認できる資料その他甲が指定する資料）を甲に提出するものとする。
 - (2) 甲は、当該契約不適合の是正に要する額を、甲が工事等を発注する際の設計に用いる手法、工法、単価等により算出するものとする。
 - (3) 代金減額の額は、乙の請求額と前号に規定する甲の算出額のうち、いずれか少ない方の金額とする。
 - (4) 前号に規定する代金減額の額には、利息を付さないものとする。
- 2 代金減額の額は、第3条に規定する売買代金の額を上限とする。
- 3 甲は、代金減額の額が第3条に規定する売買代金を超過又は同程度である場合には、本契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。
- 4 乙が複数回代金減額の請求をした場合、前2項にいう「代金減額の額」は、各代金減額の請求に係る代金減額の額の合計額とする。

（禁止用途）

第10条 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

- 2 乙は、所有権移転の日から5年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

（要撤去存置物等）

第11条 乙は、所有権移転の日から12か月以内に、別紙2及び別紙4に記載の要撤去存置物を全て撤去しなければならない。ただし、乙は、やむを得ない事情により期限の延長を必要とするときは、詳細な理由を付した書面をあらかじめ甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の全てに該当するときは、要撤去存置物のうち甲が承認した部分について、存置することができるものとし、当該部分については、別紙2及び別紙4における継続存置物と同様に取り扱うものとする。
- (1) 撤去することにより、売買物件又は隣接物件の地盤の健全性・安定性が維持できなくなる部分又は隣接物件に越境しておりかつ隣接物件地権者と撤去に関する調整がつかない部分であって、詳細な理由を付した書面が乙より甲に提示されていること。
- (2) 前号の書面について、甲の書面による承認が得られていること。
- (3) 前面道路への越境物でないこと。
- 3 乙は、要撤去存置物の撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に完了を報告（以下「完了報告書」という。）するものとする。
- 4 前項の完了報告書には、要撤去存置物が全て撤去されたことが分かる工事写真を添付するものとする。
- 5 甲は、第3項の完了報告書を確認の上、要撤去存置物の撤去が完了したと判断したときは、乙に対し、書面により完了確認を通知（以下「完了確認書」という。）するものとする。
- 6 乙は、要撤去存置物及び継続存置物（以下「存置物」と総称する。）の撤去及び管理に関する一切の費用を負担するものとする。
- 7 乙は、存置物の撤去及び管理に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。
- 8 乙は、存置物の撤去及び管理において、関係法令等に基づいて適正に処理を行うものとする。
- 9 乙は、存置物の撤去及び管理に伴い、第三者から苦情又は異議申立があったときは、乙の責任において解決するものとする。この場合において、第三者に危害又は損害を与えた場合は、乙はその責を負うものとする。
- 10 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合は、継続存置物の管理に関する一切の責任について、当該第三者に承継するものとする。

（権利の設定・移転の制限）

第12条 乙は、前条第5項に規定する甲の完了確認書の発行前に、甲の承認を得ずに、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をし、又は売買物件について売買、贈与、出資等による所有権の移転をしてはならない。

（買戻しの特約）

第13条 甲は、乙が本契約締結の日から10年を経過する日までに、前2条に定め

る義務に違反した場合、既納の売買代金を乙に返還して、売買物件を無条件で買い戻すことができる。この場合、乙が売買契約に要した費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないものとする。

- 2 前項の規定による買戻しの場合、甲の返還する売買代金には利息を付さない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第11条第5項に規定する甲の完了確認の通知がされたときは、買戻しの期間を完了確認の通知日までとする。
- 4 第1項の規定による買戻しの特約の登記上の期間は、所有権移転の日から起算して10年とする。
- 5 買戻しをした場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲は、その責任を負わない。

(買戻しの登記及び抹消)

第14条 買戻しの特約の登記及び買戻しの手続は、全て甲の指示によって行うものとし、その登記に要する費用は乙の負担とする。

- 2 前条第3項に定める期間が満了した場合において、乙に第11条又は第12条に定める義務に違反する事実がないと認めたときは、乙の申請により、甲は買戻しの特約を解除するものとする。
- 3 乙は、前項の申請を行う場合、甲が指定する書面によらなければならない。
- 4 甲は、第2項の規定により買戻しの特約を解除する場合、乙の請求により買戻しの特約の抹消登記を嘱託するものとし、この登記に要する費用は全て乙の負担とする。

(実地調査等)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第16条 乙は、第10条、第11条又は第12条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の3割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 前2項の違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、乙が横浜市暴力団排除

条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条又は第 7 条の規定に該当する者であったとき又は乙が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項若しくは第 2 項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

（返還金等）

第 18 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第 19 条 乙は、甲が第 13 条第 1 項の規定により買戻権を行使したとき又は甲が第 17 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 20 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（返還金の相殺）

第 21 条 甲は、第 13 条第 1 項の規定による買戻権の行使又は第 17 条の規定による解除権の行使により売買代金を返還する場合において、乙が、第 16 条に定める違約金又は第 19 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 22 条 乙は、契約の履行に当たって、横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定

する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第24条 乙は、売買物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第25条 本契約に関し疑義のあるとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

年 月 日

売 払 人 (甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横 浜 市

横浜市水道事業管理者

水道局長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
横浜市港北区新羽町字北上耕地 2375 番 4	水道 用地	450	450.88	
合 計 (1 筆)	—	450	450.88	円

市有財産売買契約書（港北区新羽町）

〔契約保証金払〕

売出人横浜市（以下「甲」という。）と買受人 〔落札者〕
（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙1（物件明細書）のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 〔落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〔契約保証金額〕円を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金〔入札保証金額〕円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金〔残代金額〕円を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権移転請求書等）

第6条 乙は、売買代金の納付後速やかに登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに売買物件を引き渡したものとし、乙は売買物件の受領証を甲に提出する。

(売買対象面積等)

第9条 売買物件は現状有姿での引渡しとし、本契約締結後に乙による実測の結果、別紙1記載の面積と相違があっても、乙は、売買代金の清算及びその是正を請求することができない。

2 乙は、別紙2（物件調書）、別紙3（売払い条件）及び別紙4（存置物図面等）の記載事項及び内容を了承した上、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、甲に対し、本契約締結後、売買物件に直ちに発見することができない、本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。ただし、数量は除く。）があることが判明した場合、引渡しの日から1年以内に甲に書面により通知したものに限り、次のとおり当該契約不適合に係る代金減額を請求できる。ただし、履行の追完の請求及び損害賠償の請求はできない。

なお、乙は、代金減額の額の決定及びその支払のための予算措置に当たり、相当の時間を要することをあらかじめ承諾するものとする。

(1) 乙は、当該契約不適合に係る代金減額を請求する場合には、甲の指示に基づき、代金減額の額の算定に必要なとなる挙証資料（契約不適合範囲を特定するための資料、契約不適合の是正内容が確認できる資料その他甲が指定する資料）を甲に提出するものとする。

(2) 甲は、当該契約不適合の是正に要する額を、甲が工事等を発注する際の設計に用いる手法、工法、単価等により算出するものとする。

(3) 代金減額の額は、乙の請求額と前号に規定する甲の算出額のうち、いずれか少ない方の金額とする。

(4) 前号に規定する代金減額の額には、利息を付さないものとする。

2 代金減額の額は、第3条に規定する売買代金の額を上限とする。

3 甲は、代金減額の額が第3条に規定する売買代金を超過又は同程度である場合には、本契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

4 乙が複数回代金減額の請求をした場合、前2項にいう「代金減額の額」は、各代

金減額の請求に係る代金減額の額の合計額とする。

(危険負担と解除)

第 11 条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当事者双方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失、き損等し、甲が売買物件を引き渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

2 甲は、前項の場合、本契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により本契約が解除された場合、甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(禁止用途)

第 12 条 乙は、所有権移転の日から 5 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、所有権移転の日から 5 年間、売買物件を反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。

(要撤去存置物等)

第 13 条 乙は、所有権移転の日から 12 か月以内に、別紙 2 及び別紙 4 に記載の要撤去存置物を全て撤去しなければならない。ただし、乙は、やむを得ない事情により期限の延長を必要とするときは、詳細な理由を付した書面をあらかじめ甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の全てに該当するときは、要撤去存置物のうち甲が承認した部分について、存置することができるものとし、当該部分については、別紙 2 及び別紙 4 における継続存置物と同様に取り扱うものとする。

(1) 撤去することにより、売買物件又は隣接物件の地盤の健全性・安定性が維持できなくなる部分又は隣接物件に越境しておりかつ隣接物件地権者と撤去に関する調整がつかない部分であって、詳細な理由を付した書面が乙より甲に提示されていること。

(2) 前号の書面について、甲の書面による承認が得られていること。

(3) 前面道路下への越境物でないこと。

3 乙は、要撤去存置物の撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に完了を報告（以下「完了報告書」という。）するものとする。

4 前項の完了報告書には、要撤去存置物が全て撤去されたことが分かる工事写真を

添付するものとする。

- 5 甲は、第3項の完了報告書を確認の上、要撤去存置物の撤去が完了したと判断したときは、乙に対し、書面により完了確認を通知（以下「完了確認書」という。）するものとする。
- 6 乙は、要撤去存置物及び継続存置物（以下「存置物」と総称する。）の撤去及び管理に要する一切の費用を負担するものとする。
- 7 乙は、存置物の撤去及び管理に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、乙の責任において行うものとする。
- 8 乙は、存置物の撤去及び管理において、関係法令等に基づいて適正に処理を行うものとする。
- 9 乙は、存置物の撤去及び管理に伴い、第三者から苦情又は異議申立があったときは、乙の責任において解決するものとする。この場合において、第三者に危害又は損害を与えた場合は、乙はその責を負うものとする。
- 10 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合は、継続存置物の管理に関する一切の責任について、当該第三者に承継するものとする。

（権利の設定・移転の制限）

第14条 乙は、前条第5項に規定する甲の完了確認書の発行前に、甲の承認を得ずに、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をし、又は売買物件について売買、贈与、出資等による所有権の移転をしてはならない。

（買戻しの特約）

第15条 甲は、乙が本契約締結の日から10年を経過する日までに、前2条に定める義務に違反した場合、既納の売買代金を乙に返還して、売買物件を無条件で買い戻すことができる。この場合、乙が売買契約に要した費用及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないものとする。

- 2 前項の規定による買戻しの場合、甲の返還する売買代金には利息を付さない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第13条第5項に規定する甲の完了確認の通知がされたときは、買戻しの期間を完了確認の通知日までとする。
- 4 第1項の規定による買戻しの特約の登記上の期間は、所有権移転の日から起算して10年とする。
- 5 買戻しをした場合において、乙又は第三者に損害が生じても、甲は、その責任を負わない。

（買戻しの登記及び抹消）

第 16 条 買戻しの特約の登記の及び買戻しの手続は、全て甲の指示によって行うものとし、その登記に要する費用は乙の負担とする。

2 前条第 3 項に定める期間が満了した場合において、乙に第 13 条又は第 14 条に定める義務に違反する事実がないと認めたときは、乙の申請により、甲は買戻しの特約を解除するものとする。

3 乙は、前項の申請を行う場合、甲が指定する書面によらなければならない。

4 甲は、第 2 項の規定により買戻しの特約を解除する場合、乙の請求により買戻しの特約の抹消登記を嘱託するものとし、この登記に要する費用は全て乙の負担とする。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第 18 条 乙は、第 12 条、第 13 条又は第 14 条に定める義務に違反したときは、金〔売買代金の 3 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条に定める甲の実地調査等を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、金〔売買代金の 1 割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

3 前 2 項の違約金は、第 22 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、乙が横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条又は第 7 条の規定に該当する者であったとき又は乙が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項若しくは第 2 項に違反している事実がある者であったときは、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

(返還金等)

第 20 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 21 条 乙は、甲が第 15 条第 1 項の規定により買戻権を行使したとき又は甲が第 19 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還できる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の損害を請求できる。

(返還金の相殺)

第 23 条 甲は、第 15 条第 1 項の規定による買戻権の行使又は第 19 条の規定による解除権の行使により売買代金を返還する場合において、乙が、第 18 条に定める違約金又は第 21 条第 2 項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 24 条 乙は、契約の履行に当たって、横浜市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(契約の費用)

第 25 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(相隣関係等への配慮)

第 26 条 乙は、売買物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義の決定)

第 27 条 本契約に関し疑義のあるとき又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 28 条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その 1 通を保有する。

年 月 日

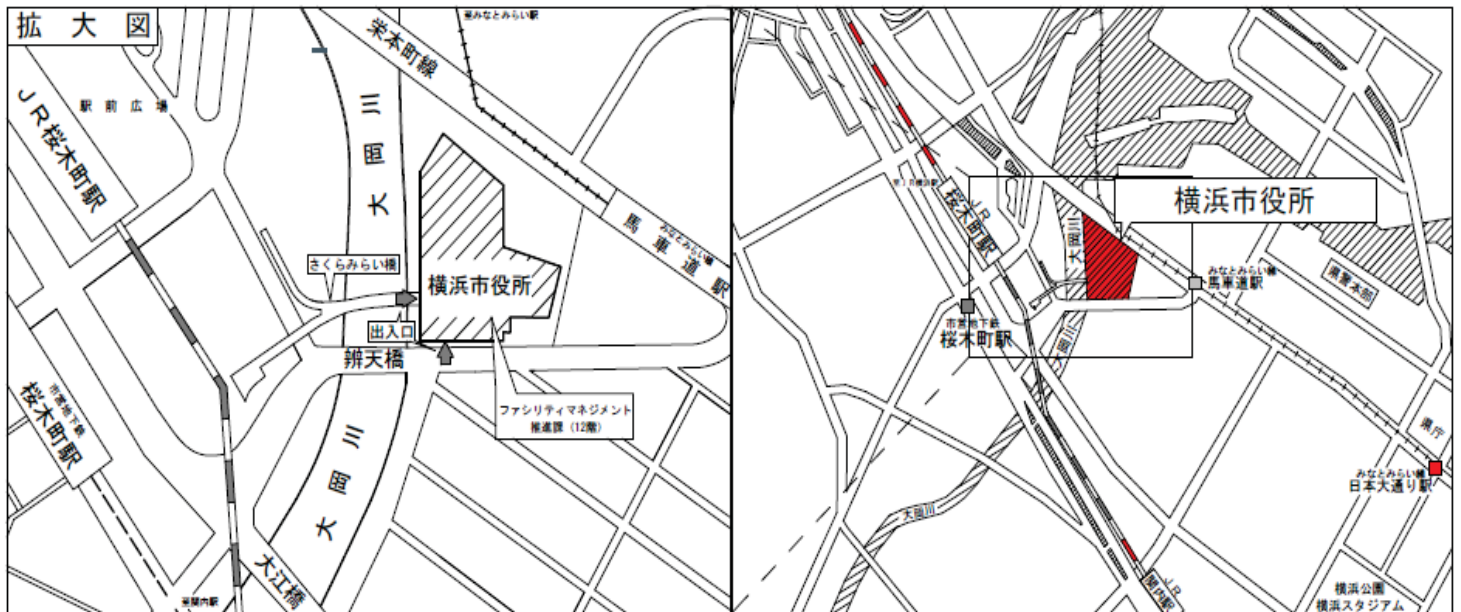
売 払 人 (甲) 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横 浜 市
横浜市水道事業管理者
水道局長

買 受 人 (乙)

物 件 明 細 書

財 産 の 区 分	土 地			
財 産 の 所 在	地 目	地積 (㎡)		金 額
		公 簿	実 測	
横浜市港北区新羽町字北上耕地 2375 番 4	水道 用地	450	450.88	
合 計 (1 筆)	—	450	450.88	円

【案 内 図】



横浜市役所

- ・みなとみらい線馬車道駅 直結
- ・JR 桜木町駅・横浜市営地下鉄桜木町駅 徒歩3分

【問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課 入札担当（横浜市役所12階）

電話 045-671-2264 FAX 045-662-5369

E-mail: za-uriti@city.yokohama.lg.jp

ヨコハマの土地売ります！～市有地公募売却のホームページ～

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/shiyuchi/kaitai/baikyaku/>



横浜市財政局ファシリティマネジメント推進課

令和7年10月発行